

令和 5 年

奈良市議会 6 月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 28 号	繰越明許費繰越計算書、事故繰越し繰越計算書及び継続費繰越計算書並びに予算繰越計算書の報告について……………	1
〃 第 29 号	株式会社奈良市清美公社の経営状況の報告について……………	14
〃 第 30 号	奈良市市街地開発株式会社の経営状況の報告について……………	25
〃 第 31 号	公益財団法人奈良市生涯学習財団の経営状況の報告について……………	33
〃 第 32 号	一般財団法人奈良市総合財団の経営状況の報告について……………	47
〃 第 33 号	市長専決処分の報告について……………	69
奈良市議案第 61 号	令和 5 年度奈良市一般会計補正予算（第 2 号）……………	77
〃 第 62 号	子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	107
〃 第 63 号	奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について……………	109
〃 第 64 号	奈良市手数料条例の一部改正について……………	113
〃 第 65 号	奈良市税条例の一部改正について……………	147
〃 第 66 号	奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正について……………	154
〃 第 67 号	奈良市火災予防条例の一部改正について……………	155
〃 第 68 号	奈良市公民館条例の一部改正について……………	158
〃 第 69 号	工事請負契約の締結について……………	159
〃 第 70 号	工事請負契約の締結について……………	166
〃 第 71 号	工事請負契約の締結について……………	172
〃 第 72 号	工事請負契約の締結について……………	176
〃 第 73 号	工事請負契約の締結について……………	180

奈良市議案第 74 号	工事請負契約の一部変更について……………	184
〃 第 75 号	和解及び損害賠償の額の決定について……………	185
〃 第 76 号	損害賠償の額の決定について……………	186
〃 第 77 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	187
〃 第 78 号	農業委員会の委員の任命について……………	188
〃 第 79 号	農業委員会の委員の任命について……………	190
〃 第 80 号	農業委員会の委員の任命について……………	192
〃 第 81 号	農業委員会の委員の任命について……………	194
〃 第 82 号	農業委員会の委員の任命について……………	196
〃 第 83 号	農業委員会の委員の任命について……………	198
〃 第 84 号	農業委員会の委員の任命について……………	200
〃 第 85 号	農業委員会の委員の任命について……………	202
〃 第 86 号	農業委員会の委員の任命について……………	204
〃 第 87 号	農業委員会の委員の任命について……………	206
〃 第 88 号	農業委員会の委員の任命について……………	208
〃 第 89 号	農業委員会の委員の任命について……………	210
〃 第 90 号	農業委員会の委員の任命について……………	212
〃 第 91 号	農業委員会の委員の任命について……………	214
〃 第 92 号	農業委員会の委員の任命について……………	216
〃 第 93 号	農業委員会の委員の任命について……………	218
〃 第 94 号	農業委員会の委員の任命について……………	220
〃 第 95 号	農業委員会の委員の任命について……………	222
〃 第 96 号	農業委員会の委員の任命について……………	224

繰越明許費繰越計算書、事故繰越し繰越計算書及び
継続費繰越計算書並びに予算繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項及び第150条第3項、地方公営企業法第26条第3項並びに同法施行令第18条の2第1項の規定に基づき、次の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和4年度奈良市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 2 令和4年度奈良市一般会計事故繰越し繰越計算書
- 3 令和4年度奈良市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 4 令和4年度奈良市水道事業会計継続費繰越計算書
- 5 令和4年度奈良市水道事業会計予算繰越計算書
- 6 令和4年度奈良市下水道事業会計予算繰越計算書

令和4年度奈良市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2. 総務費	1. 総務管理費	庁舎等維持補修経費	円 3,300,000	円 —
		自治会等活動推進経費	10,989,000	10,989,000
		庁舎等施設整備事業	842,630,000	319,600,000
		スポーツ施設整備事業	1,113,224,000	1,045,680,000
	2. 企画費	文化振興施設整備事業	29,000,000	28,700,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	社会福祉事務経費	3,080,000	3,080,000
		高齢者福祉施設整備事業	48,702,000	48,702,000
		障害者福祉施設整備事業	53,611,000	53,611,000
	2. 児童福祉費	子ども医療費助成経費	18,177,000	17,934,000
		児童福祉施設整備事業	312,700,000	216,290,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	墓地火葬場管理経費	6,500,000	1,000
		出産・子育て応援経費	291,294,000	257,655,000
		保健衛生施設整備事業	121,800,000	75,100,000
	3. 清掃費	清掃施設整備事業	76,479,000	50,479,000
6. 農林水産業費	1. 農林費	農村地域整備開発促進経費	2,000,000	—
		人・農地問題解決推進経費	2,231,000	2,231,000
		土地基盤整備事業	79,424,000	78,253,000
		美しい森林づくり基盤整備交付金事業経費	450,000	—
7. 商工費	1. 商工費	企業誘致推進経費	11,000,000	11,000,000
		商工施設整備事業	63,900,000	63,900,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
				—
				10,989,000
		291,700,000		27,900,000
	⑤ 312,400,000	617,000,000		116,280,000
		25,700,000		3,000,000
				3,080,000
	⑥ 48,702,000			—
	⑦ 35,740,000	16,100,000		1,771,000
				17,934,000
	⑧ 122,599,000 ⑧ 12,259,000	16,900,000		64,532,000
				1,000
	⑨ 171,770,000 ⑨ 42,942,000			42,943,000
	⑩ 29,000,000	8,100,000		38,000,000
	⑪ 11,000,000			39,479,000
				—
	⑫ 2,231,000			—
	⑬ 42,200,000			36,053,000
				—
	⑭ 6,000,000			5,000,000
		57,500,000		6,400,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	
8. 観光費	1. 観光費	観光施設整備事業	76,871,000 ^円	69,306,000 ^円	
9. 土木費	2. 道路橋梁費	宅地耐震化推進事業経費	19,300,000	19,300,000	
		定期点検経費	38,486,000	36,500,000	
		道路橋梁維持補修経費	61,400,000	45,400,000	
		道路橋梁新設改良事業	888,141,000	594,111,000	
		3. 河川費	河川堤防改修事業	61,350,000	10,000,000
		4. 都市計画費	都市計画事務経費	51,504,000	48,862,000
	街路事業		546,318,000	403,642,000	
	J R奈良駅付近連続立体交差事業		381,200,000	381,111,000	
	公園事業		370,349,000	298,779,000	
	6. 住宅費	住宅管理経費	8,800,000	8,800,000	
公営住宅整備事業		10,153,000	10,065,000		
10. 消防費	1. 消防費	消防施設整備事業	228,600,000	121,700,000	
11. 教育費	1. 教育総務費	教職員教科等研修経費	8,120,000	2,640,000	
		不登校児童生徒サポート事業経費	7,800,000	5,456,000	
		中高一貫校施設整備事業	3,280,000	3,278,000	
		教育振興施設整備事業	54,500,000	54,500,000	
	2. 小学校費	小学校運営管理経費	56,250,000	56,250,000	
		小学校施設整備事業	1,982,400,000	1,700,276,000	
	3. 中学校費	中学校運営管理経費	27,000,000	27,000,000	
		中学校施設整備事業	975,800,000	913,853,000	

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円 62,200,000	円	円 7,106,000
	⑤ 8,973,000			10,327,000
	⑤ 20,075,000			16,425,000
		40,800,000		4,600,000
	⑤ 213,684,000	204,600,000		175,827,000
		9,400,000		600,000
	⑤ 14,263,000			34,599,000
	⑤ 190,541,000	140,300,000		72,801,000
		342,900,000		38,211,000
	⑤ 76,889,000	149,600,000	⑥ 30,000,000	42,290,000
				8,800,000
				10,065,000
		114,500,000		7,200,000
				2,640,000
				5,456,000
				3,278,000
		38,500,000		16,000,000
	⑤ 28,125,000			28,125,000
	⑤ 463,423,000	1,098,000,000		138,853,000
	⑤ 13,500,000			13,500,000
	⑤ 213,887,000	636,000,000		63,966,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
	4. 高等学校費	高等学校運営管理経費	円 2,700,000	円 2,700,000
	6. 社会教育費	指定文化財補助経費	17,278,000	17,278,000
		社会教育施設整備事業	50,300,000	21,300,000
合		計	9,018,391,000	7,135,312,000

令和4年度奈良市一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳	
				支出済額	支出未済額
9. 土木費	4. 都市計画費	J R奈良駅付近連続 立体交差事業	円 197,702,620	円 197,702,620	円
合		計	197,702,620	197,702,620	

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円 ① 1,350,000	円	円	円 1,350,000
				17,278,000
		19,100,000		2,200,000
	2,081,553,000	3,888,900,000	30,000,000	1,134,859,000

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

事故繰越し繰越計算書

支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				説 明
		既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源		一 般 財 源	
			国県支出金	地 方 債		
円 72,036,000	円 72,036,000	円	円	円 64,800,000	円 7,236,000	経費負担の対象事業 に遅れが生じたため
72,036,000	72,036,000			64,800,000	7,236,000	

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

令和4年度奈良市土地区画整理事業

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
1.	西大寺駅南地区土地区画整理事業費	西大寺駅南地区土地区画整理事業	円 11,111,000	円 9,285,000
2.	J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費	J R 奈良駅南地区土地区画整理事業	115,849,000	67,284,000
合 計			126,960,000	76,569,000

令和4年度奈良市水道事業会計

款	項	事業名	継続費額の総額	令和4年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 繰越額	計
1. 資本的支出	1. 建設改良費	(仮称) 飛鳥ポンプ所 築造工事	円 341,000,000	円 44,123,000	円	円 44,123,000
		都祁水道事業 中央監視制御 システム 更新工事	436,700,000	43,670,000		43,670,000
		月ヶ瀬 簡易水道事業 中央監視制御 システム 更新工事	257,400,000	25,740,000		25,740,000
合 計			1,035,100,000	113,533,000		113,533,000

特別会計繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
				9,285,000
	① 13,280,000	11,600,000		42,404,000
	13,280,000	11,600,000		51,689,000

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

継続費繰越計算書

支払義務発生 (見込)額	残 額	翌 年 度 繰越繰越額	翌年度繰越繰越額 に係る財源内訳		翌年度繰越繰越額 に係る繰越を 要するたな卸資産 の購入限度額
			国庫補助金	損益勘定 留保資金	
円	円	円	円	円	円
	44,123,000	44,123,000		44,123,000	
	43,670,000	43,670,000	14,556,000	29,114,000	
	25,740,000	25,740,000	8,580,000	17,160,000	
	113,533,000	113,533,000	23,136,000	90,397,000	

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

令和4年度奈良市水道事業会計
地方公営企業法第26条第1項

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1. 資本の支出	1. 建設改良費	配水施設整備事業	円 291,593,000	円 23,453,963	円 21,605,000
		施設事業	395,179,000	78,795,034	256,693,000
		配水施設改良事業	1,034,383,000	410,005,943	510,801,000
		受託配水管改良事業	193,056,000	81,505,079	5,375,000
		東部地域建設改良事業	142,992,000	28,421,800	11,000,000
		都祁地域建設改良事業	529,654,000	188,883,200	103,245,000
		月ヶ瀬地域建設改良事業	384,211,000	104,073,900	211,823,000
合	計		2,971,068,000	915,138,919	1,120,542,000

予算繰越計算書

の規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	受託負担金	損益勘定留保資金			
円	円	円 21,605,000	円 246,534,037	円	設計内容の検討に時間を要したため
49,700,000		206,993,000	59,690,966		資材の入手難のため及び設計内容の検討に時間を要したため
212,900,000		297,901,000	113,576,057		設計内容の検討に時間を要したため
	3,532,000	1,843,000	106,175,921		設計内容の検討に時間を要したため
11,000,000			103,570,200		県随伴工事のため
44,500,000		58,745,000	237,525,800		地元調整等に時間を要したため
191,200,000	647,000	19,976,000	68,314,100		地元調整等に時間を要したため
509,300,000	4,179,000	607,063,000	935,387,081		

地方公営企業法第26条第2項

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	緑ヶ丘浄水場 中央監視制御 システム 更新工事	円 720,850,900	円 299,742,300	円 414,509,000
合		計	720,850,900	299,742,300	414,509,000

令和4年度奈良市下水道事業会計
地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	管渠建設事業	円 165,459,000	円 108,243,628	円 40,411,000
		管渠改良事業	349,881,000	71,468,700	211,940,000
		処理場建設改良 事業	264,774,000	31,620,860	233,152,000
合		計	780,114,000	211,333,188	485,503,000

ただし書の規定による事故繰越額

左 の 財 源 内 訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫補助金	損益勘定 留保資金			
円 65,086,000	円 349,423,000	円 6,599,600	円	新型コロナウイルス感染症対策に伴う設計・製作期間の遅延のため
65,086,000	349,423,000	6,599,600		

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳					不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫補助金	企 業 債	工事負担金	繰 越 工事資金	損益勘定 留保資金			
円 3,950,000	円 36,400,000	円	円	円 61,000	円 16,804,372	円	地元調整に時間を要したため
44,002,000	132,500,000	12,379,000	23,000,000	59,000	66,472,300		設計内容の検討に時間を要したため
42,868,000	190,200,000			84,000	1,140		設計内容の検討に時間を要したため
90,820,000	359,100,000	12,379,000	23,000,000	204,000	83,277,812		

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

株式会社奈良市清美公社の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社奈良市清美公社の経営状況を次のとおり報告する。

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和4年度事業報告書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

1. 事業概要

株式会社奈良市清美公社は、公共への奉仕をモットーに積極的に生活環境の保全と美化の推進に寄与するために、奈良市等からの受託事業として、し尿収集運搬、公園・広場等の清掃、ごみ収集運搬、犬・猫等動物の捕獲運搬及び飼育等の業務を実施した。

一方、受託外許認可業務等として、浄化槽の清掃の業務を積極的な企業運営により行った。

2. 事業内容

(1) 受託事業

○し尿収集運搬及び手数料徴収業務

○公園・広場等の清掃、公衆便所の清掃、地下道等の清掃に関する業務

○アダプトプログラム、グリーンサポートによるごみ収集運搬に関する業務

○家庭ごみ、再生資源の各収集運搬、焼却灰・非鉄の運搬に関する業務

○犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務

(2) 受託外許認可業務等

○浄化槽の清掃に関する業務

3. 各事業の実施事項

※ () 内は対前年度増減率

(1) 受託事業

① し尿収集運搬業務

「奈良市一般廃棄物処理計画」に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の2の規定を遵守し、一般家庭及び事業所等のし尿汲取を実施した。

また、汲取手数料の徴収業務を社員で行い、効率的な徴収体制を確立するため、口座振替制度への移行の促進に努めた。

○汲取件数	年 間	13,740件	(△0.5%)
	月平均	1,145件	

○従事職員数 7名

○従事車両 6台

② 公園・広場（グリーンサポート等によるごみ収集運搬業務を含む）、公衆便所、地下道等の各清掃業務

公園緑地の清掃（草刈り、樹木のせん定、遊具の塗装を含む）、広場等の清掃、グリーンサポート・アダプトプログラムによるごみの収集運搬を実施した。また、公衆便所の清掃・管理及び地下道等清掃の各業務を実施した。

○公園広場緑地（グリーンサポート等を含む） 943か所 (2.4%)

○公衆便所 1か所 (0%)

○地下道等 1か所 (0%)

○従事職員数 12名

○従事車両 7台

③ 家庭ごみ、再生資源の各収集運搬業務、焼却灰・非鉄運搬業務

「奈良市一般廃棄物処理計画」に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の2の規定を遵守し、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、空き缶、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パックの収集運搬業務を実施した。また、環境清美工場より排出されるばいじん処理物及び焼却灰（非鉄）の大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地への運搬業務を実施した。

○ごみ、再生資源

東 部 地 域（田原・柳生・大柳生・東里・狭川・精華・高円山離宮・鉢伏の各地区） 2,498戸 (1.8%)

中 高 層 住 宅（都市再生機構等） 7,883戸 (△12.5%)

月ヶ瀬・都祁地域 2,648戸 (△3.6%)

市街地家庭系ごみ 63,000戸 (△3.0%)

市街地再生資源 98,000戸 (115.1%)

○従事職員数 65名

○従事車両

49台

(2) 受託外許認可業務等

① 浄化槽の清掃業務

浄化槽清掃業務は「浄化槽法」第35条の規定により奈良市長の許可を受け実施した。

○浄化槽清掃

3,342件

(△2.6%)

○従事職員数

2名

○従事車両

6台

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	404,026,321	390,521,810	13,504,511	
未収入金	8,130,158	9,597,625	△ 1,467,467	
受託事業未収金	96,519,926	84,993,476	11,526,450	
手数料未収金	1,946,636	1,909,308	37,328	
前払費用	804,436	936,706	△ 132,270	
貯蔵品	1,809,518	1,400,320	409,198	
仮払法人税等	0	0	0	
立替金	0	0	0	
貸倒引当金	△ 635,087	△ 575,312	△ 59,775	
流動資産合計	512,601,908	488,783,933	23,817,975	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	59,552,102	62,379,797	△ 2,827,695	
建物附属設備	1,970,781	2,339,736	△ 368,955	
構築物	682,036	862,978	△ 180,942	
機械器具	5	5	0	
車両運搬具	46,018,188	32,213,780	13,804,408	
什器備品	6,090,756	6,370,618	△ 279,862	
電話設備	1,475,000	289,998	1,185,002	
土地	41,962,800	41,962,800	0	
有形固定資産合計	157,751,668	146,419,712	11,331,956	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	309,500	309,500	0	
地役権	300,000	300,000	0	
ソフトウェア	312,167	443,067	△ 130,900	
無形固定資産合計	921,667	1,052,567	△ 130,900	
(3) 投資その他の資産				
出資金	1,440,000	1,440,000	0	
長期貸付金	3,697,839	3,794,257	△ 96,418	
保証金	10,000	10,000	0	
リサイクル預託金	623,250	482,280	140,970	
投資その他の資産合計	5,771,089	5,726,537	44,552	
固定資産合計	164,444,424	153,198,816	11,245,608	
資産合計	677,046,332	641,982,749	35,063,583	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
Ⅱ 負債の部				
1. 流動負債				
前受金	6,000	0	6,000	
未払金	42,510,867	55,761,561	△ 13,250,694	
未払法人税等	10,209,600	6,001,400	4,208,200	
預り金	6,517,937	6,474,915	43,022	
仮受金	250,330	223,550	26,780	
手数料未払金	2,148,372	2,168,130	△ 19,758	
未払消費税	9,459,000	15,896,000	△ 6,437,000	
前払金	0	0	0	
修繕引当金	114,060,000	87,577,500	26,482,500	
流動負債合計	185,162,106	174,103,056	11,059,050	
2. 固定負債				
退職給与引当金	184,573,888	194,815,353	△ 10,241,465	
固定負債合計	184,573,888	194,815,353	△ 10,241,465	
負債合計	369,735,994	368,918,409	817,585	
Ⅲ 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	10,000,000	10,000,000	0	
利益剰余金	297,310,338	263,064,340	34,245,998	
利益準備金	2,500,000	2,500,000	0	
任意積立金	0	0	0	
繰越利益剰余金	294,810,338	260,564,340	34,245,998	
純資産合計	307,310,338	273,064,340	34,245,998	
負債及び正味財産合計	677,046,332	641,982,749	35,063,583	

損 益 計 算 書

自 令和 4 年 4 月 1 日

至 令和 5 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
受託事業収入	743,639,864	724,785,811	18,854,053	
浄化槽収入	59,737,042	62,703,261	△ 2,966,219	
売上高合計	803,376,906	787,489,072	15,887,834	
売上原価				
事業直接原価	642,892,671	603,997,515	38,895,156	
売上原価合計	642,892,671	603,997,515	38,895,156	
売上総利益	160,484,235	183,491,557	△ 23,007,322	
販売費及び一般管理費	116,327,282	144,600,251	△ 28,272,969	
営業利益	44,156,953	38,891,306	5,265,647	
営業外収益				
受取利息	31,172	33,077	△ 1,905	
受取配当金	5,200	5,200	0	
雑収入	458,976	484,614	△ 25,638	
営業外収益合計	495,348	522,891	△ 27,543	
営業外費用				
雑損失	85	5,008	△ 4,923	
営業外費用合計	85	5,008	△ 4,923	
経常利益	44,652,216	39,409,189	5,243,027	
特別利益				
固定資産売却益	0	42,514	△ 42,514	
貸倒引当金戻入益	0	0	0	
退職給与引当金戻入益	10,241,465	4,445,112	5,796,353	
特別利益合計	10,241,465	4,487,626	5,753,839	
特別損失				
資産廃棄損	290,002	2	290,000	
貸倒損失	30,000	17,000	13,000	
貸倒引当金繰入損	59,775	47,696	12,079	
退職給与引当金繰入損	0	0	0	
特別損失合計	379,777	64,698	315,079	
税引前当期純利益	54,513,904	43,832,117	10,681,787	
法人税、住民税及び事業税	20,252,102	20,102,001	150,101	
当期純利益	34,261,802	23,730,116	10,531,686	

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 4 年 4 月 1 日

至 令和 5 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

		前期末残高	当期変動額	当期純利益	当期変動額合計	当期末残高
株 主 資 本	資 本 金	10,000,000				10,000,000
	利益 剰 余 金	利 益 準 備 金	2,500,000			2,500,000
		他利益剰余金	260,548,536	34,261,802		34,261,802
	株主資本合計		273,048,536	34,261,802		34,261,802
純 資 産 合 計		273,048,536	34,261,802		34,261,802	307,310,338
利益 剰 余 金 の 内 訳	利 益 準 備 金	2,500,000				2,500,000
	繰越利益剰余金	260,548,536	34,261,802		34,261,802	294,810,338
	利益剰余金合計	263,048,536	34,261,802		34,261,802	297,310,338

財 産 目 録

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目		金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
	現金預金	404,026,321
	現金	6,720
	当座預金	0
	普通預金	354,019,601
	南都銀行	344,680,010
	奈良信用金庫	1,612,913
	りそな銀行	3,367,586
	ゆうちょ銀行	1,235,064
	奈良県農協	3,124,028
	定期預金	50,000,000
	奈良県農協	50,000,000
	未収金	106,596,720
	受託事業未収金	96,519,926
	手数料未収金	1,946,636
	その他未収金	8,130,158
	立替金	0
	前払費用	804,436
	貸倒引当金	△ 635,087
	貯蔵品	1,809,518
	流動資産合計	512,601,908
2. 固定資産		
有形固定資産		
	土地	41,962,800
	建物	59,552,102
	建物附属設備	1,970,781
	構築物	682,036
	機械器具	5
	車両運搬具	46,018,188
	什器備品	6,090,756
	電話設備	1,475,000
無形固定資産		
	電話加入権	309,500
	地役権	300,000
	ソフトウェア	312,167

科 目		金 額
投資その他資産	出資金	1,440,000
	長期貸付金	3,697,839
	保証金	10,000
	リサイクル預託金	623,250
固定資産合計		164,444,424
資産合計		677,046,332
II 負債の部		
1. 流動負債	未払金	64,327,839
	仮受金	250,330
	預り金	6,517,937
	前受金	6,000
	修繕引当金	114,060,000
流動負債合計		185,162,106
2. 固定負債	退職給付引当金	184,573,888
固定負債合計		184,573,888
負債合計		369,735,994
正味財産		307,310,338

役 員

(令和5年3月31日現在)

代表取締役	葛 原 克 巳	
取 締 役	矢 倉 靖 弘	(非常勤)
取 締 役	中 久 保 晃 一	
取 締 役	乾 一 太 郎	
取 締 役	澤 見 雅 夫	
監 査 役	黒 利 次	(非常勤)
監 査 役	小 西 啓 詞	(非常勤)

奈良市市街地開発株式会社の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、奈良市市街地開発株式会社の経営状況を次のとおり報告する。

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和4年度事業報告書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

1. 事業概要

奈良市市街地開発株式会社は、奈良市内における新しい都市拠点の形成を目指し、地域社会と調和した都市づくりを推進するために設立され、市街地再開発事業によるJR奈良駅前再開発第1ビルの商業床の管理運営、近鉄学園前駅南地区再開発ビル管理組合業務代行及び奈良市営西部会館駐車場の管理等を行っている。

令和4年度の業績については、新型コロナウイルス感染症再拡大に加え、不安定な世界情勢と原油価格の高騰を起因とする物価の上昇や光熱水費の増加などの影響を受けたことから、非常に厳しい経営状況となり、売上高として200,187,276円であったが、純利益は6,664,058円となった。

今後においても、会社を取り巻く社会情勢は厳しい状況が続くことが予想されるが、最大の努力を行い、アフターコロナにおける社会の変化に合わせて柔軟な対応を行いながら、事業の継続維持、経営改善はもちろん各事業において業績の確保、維持向上に更に努める。

2. 事業内容

- JR奈良駅前再開発第1ビル商業床の管理運営
- 近鉄学園前駅南地区再開発ビルの管理業務
- 奈良市営西部会館駐車場の管理運営
(令和3年4月1日から令和6年3月31日まで指定管理業務受託)
- 前各号に関連又は付帯する事業

3. 各事業の実施事項

(1) ビル管理運営業務

再開発ビルの管理運営については、ビル利用者の利便性の確保のため、ビルの各種設備の適切な保守管理を行った。また、新型コロナウイルス感染症再拡大予防対策に最善

を尽くし、またアフターコロナの変化に合わせて柔軟な対応を行い、利用者への安心感と信頼維持確保に努めた。

○J R 奈良駅前再開発第1ビル商業床

○近鉄学園前駅南地区再開発ビル

(2) 駐車場管理運營業務

施設の利用制限の緩和により前年度と比較して利用者の増加となった。サービス向上と運営管理の質的改善を常に意識し、安全で快適かつ適切な奈良市営西部会館駐車場の管理等を行った。

※ () 内は対前年度増減率

○奈良市営西部会館駐車場出庫台数

45,954台/年(3.8%)

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	208,897,712	200,662,460	8,235,252	
未収金	172,750	222,750	△ 50,000	
未収入金	5,791,507	6,178,727	△ 387,220	
前払費用	4,791,470	4,739,894	51,576	
流動資産合計	219,653,439	211,803,831	7,849,608	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	15,865,656	15,865,656	0	
建物付属設備	27,547,976	27,547,976	0	
車両運搬具	794,915	794,915	0	
什器備品	1,037,450	1,037,450	0	
減価償却累計額	△ 24,843,359	△ 22,947,957	△ 1,895,402	
有形固定資産合計	20,402,638	22,298,040	△ 1,895,402	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	394,000	394,000	0	
無形固定資産合計	394,000	394,000	0	
(3) 投資その他資産				
保証金	12,960	12,960	0	
投資その他の資産合計	12,960	12,960	0	
固定資産合計	20,809,598	22,705,000	△ 1,895,402	
資産合計	240,463,037	234,508,831	5,954,206	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	2,569,286	5,131,590	△ 2,562,304	
未払外注費	7,093,962	5,924,703	1,169,259	
未払費用	2,346,137	2,639,882	△ 293,745	
前受金	4,680,357	4,191,990	488,367	
仮受金	1,087,000	1,542,500	△ 455,500	
売上預り金	8,539,232	8,445,661	93,571	
未払法人税等	388,600	296,500	92,100	
流動負債合計	26,704,574	28,172,826	△ 1,468,252	
2. 固定負債				
預り保証金	33,786,660	33,028,260	758,400	
固定負債合計	33,786,660	33,028,260	758,400	
負債合計	60,491,234	61,201,086	△ 709,852	
III 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	100,000,000	100,000,000	0	
資本剰余金	18,656,040	18,656,040	0	
利益剰余金	61,315,763	54,651,705	6,664,058	
繰越利益剰余金	61,315,763	54,651,705	6,664,058	
(うち当期純利益)	(6,664,058)	(5,966,767)	(697,291)	
純資産合計	179,971,803	173,307,745	6,664,058	
負債及び純資産の部合計	240,463,037	234,508,831	5,954,206	

損 益 計 算 書

自 令和 4 年 4 月 1 日

至 令和 5 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
商業床等管理収入	125,467,370	123,894,792	1,572,578	
学園前再開発ビル受託収入	45,616,839	46,266,476	△ 649,637	
損害保険収入	0	40,040	△ 40,040	
建物施設管理収入	29,103,067	27,377,938	1,725,129	
売上高合計	200,187,276	197,579,246	2,608,030	
売上原価				
当期売上原価	183,839,999	181,607,139	2,232,860	
売上原価合計	183,839,999	181,607,139	2,232,860	
販売費及び一般管理費	9,297,175	10,331,544	△ 1,034,369	
営業利益	7,050,102	5,640,563	1,409,539	
営業外収益				
受取利息	2,144	2,010	134	
雑収入	412	620,694	△ 620,282	
営業外収益合計	2,556	622,704	△ 620,148	
経常利益	7,052,658	6,263,267	789,391	
税引前当期純利益	7,052,658	6,263,267	789,391	
法人税、住民税及び事業税	388,600	296,500	92,100	
当期純利益	6,664,058	5,966,767	697,291	

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 4 年 4 月 1 日

至 令和 5 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

		前期末残高	当期変動額	当期純利益	当期変動額合計	当期末残高	
株 主 資 本	資 本 金	100,000,000				100,000,000	
	資本 剰余 金	資本準備金					
		他資本剰余金	18,656,040				18,656,040
	利益 剰余 金	利益準備金					
		他利益剰余金	54,651,705		6,664,058	6,664,058	61,315,763
	自己株式						
	株主資本合計	173,307,745		6,664,058	6,664,058	179,971,803	
評価・換算差額等合計							
新株予約権							
純資産合計		173,307,745		6,664,058	6,664,058	179,971,803	
資本 剰余 金の 内 訳	他資本剰余金	18,656,040				18,656,040	
	資本剰余金合計	18,656,040				18,656,040	
利益 剰余 金の 内 訳	繰越利益剰余金	54,651,705		6,664,058	6,664,058	61,315,763	
	利益剰余金合計	54,651,705		6,664,058	6,664,058	61,315,763	

財 産 目 録

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	208,897,712
現金	6,358,812
普通預金	190,840,322
南都銀行	190,840,322
定期預金	11,698,578
南都銀行	11,698,578
未収金	172,750
未収入金	5,791,507
前払費用	4,791,470
流動資産合計	219,653,439
2. 固定資産	
有形固定資産	
建物	15,865,656
建物附属設備	27,547,976
車両運搬具	794,915
什器備品	1,037,450
減価償却累計額	△ 24,843,359
無形固定資産	
電話加入権	394,000
投資その他資産	
保証金	12,960
固定資産合計	20,809,598
資産合計	240,463,037
II 負債の部	
1. 流動負債	
未払金	2,569,286
未払外注費	7,093,962
未払費用	2,346,137
前受金	4,680,357
仮受金	1,087,000
売上預り金	8,539,232
未払法人税等	388,600
流動負債合計	26,704,574
2. 固定負債	
預り保証金	33,786,660
固定負債合計	33,786,660
負債合計	60,491,234
正味財産	179,971,803

役 員

(令和5年3月31日現在)

取締役社長	西 谷 忠 雄	(非常勤)
取 締 役	仲 西 範 嘉	(非常勤)
取 締 役	栗 山 稔	(非常勤)
取 締 役	小 西 啓 詞	(非常勤)
監 査 役	黒 利 次	(非常勤)

公益財団法人奈良市生涯学習財団の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人奈良市生涯学習財団の経営状況を次のとおり報告する。

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和4年度事業報告書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

1. 事業概要

公益財団法人奈良市生涯学習財団は、市民の教養の向上、健康の増進、情操を豊かにすること、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する事業及び児童に健全な遊びを与える事業を行うとともに、市民の立場に立った施設運営を行い、学習環境の整備及び子どもにやさしいまちづくりを促進した。

公民館では、公民館を中心に、学びを通して地域住民や地域で活動する団体が連携し、協働して課題を解決する力を育成することを目指した。また、子ども・若者から高齢者まで幅広い世代にとって、公民館が、いつでも気軽に利用でき、世代・地域を越えた交流につながるような市民の拠点になるための取組を進めた。

公民館事業においては、新型コロナウイルス感染症対策として3密を避けながら、ほぼ計画どおり、事業を展開することができた。施設提供についても、換気や消毒等の感染症対策をとりながら活動内容及び利用者数の制限を段階的に緩和し、安心して利用できる環境づくりに努めた。その結果、公民館事業・施設提供ともに前年度より利用が増加した。

児童館では、児童の権利に関する条約に掲げられた精神及び児童福祉法の理念にのっとり、児童の心身の健やかな成長・発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化することができるよう、児童館の運営を行った。運営に当たっては、保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう、子どもの育成に努めた。

2. 事業内容

※（ ）内は対前年度増減率

(1) 受託事業

奈良市から指定を受け、指定管理者として事業方針に基づいた事業を展開した。

① 公民館事業 32,622件(29.3%) 414,085人(26.4%)

●主催事業 496件 (8.3%) 45,653人 (47.2%)

生涯学習センター・公民館の活性化と、高まる市民の学習意欲と多様なニーズに応えることを目指し、社会教育・生涯学習に関する各種の事業を行い、「誰一人取り残さない」社会を実現していくために、誰もが様々な機会に、様々な場所において必要な機会に学ぶことができるよう学習機会を提供した。また、その成果を個人の生活だけでなく、地域での活動等に生かすことのできる生涯学習社会の実現を目指した。特に、人口減少・少子高齢化が進行する中で、高齢者の学習促進を図り、社会参画や仲間づくりへとつながる事業や、安心して子育てができる家庭教育支援の取組を進め、これらの取組の中で地域のつながりが創出されるように展開した。公民館が市民の生涯学習の拠点となり、障害のある人もない人も誰もが自由に学ぶことができるよう、気軽に公民館を利用できる環境や、全ての市民が共に学ぶことができる場を提供し、誰もが地域社会の一員として社会とつながることができる機会の充実を図った。

また、「子どもの参画ネットワーク奈良」との協働で行っている、子どもが社会の仕組みを楽しく学ぶイベント「子ども奈良CITY」を引き続き開催し、子どもが一人の市民として尊重され、自信に満ちた社会の一員へと成長することを支援した。

なお、施設ごとに策定している中期計画の最終年であり、これまでの4年間の成果・課題を踏まえ、目標達成に向けた取組を着実に進めた。

加えて、市民がいつでも気軽に利用できる生涯学習活動の拠点として、市民の立場に立ち、公民館の適正かつ効率的な管理運営を行った。また、3密の回避、換気・消毒を徹底するなど、コロナ禍においても市民に安心して利用していただけるよう施設運営を行った。さらに、令和3年度より進められているWi-Fi環境の整備について、地区館での置き型Wi-Fi機器の貸出に続き、令和4年度は大型館でのフリーWi-Fiの導入により、公民館利用者の利便性の向上やITを活用した公民館活動の更なる進展につなげ、次世代を担う若い世代の利用を促進した。

○教養・文化・国際交流に関する事業

76件 (10.1%) 7,359人 (21.4%)

「行った気になる世界遺産」「こころの免疫力講座～私を元気にする方法～」

「俳句で一句」「歩いてわかる地域再発見！」

「写真で語るミャンマーの暮らしと文化」他

○教育・福祉・人権に関する事業

73件 (△5.2%) 8,899人 (28.8%)

「大学生とワークショップ!SDGs」「介護について学ぼう!」

「くらしの文章教室」「TAWARAキッズ」「すずらん学級」

「平城東あそび隊」他

○芸術・芸能に関する事業

95件 (37.7%) 7,116人 (33.4%)

「思い出シネマカフェ」「チャレンジ大正琴」「書を愉しむ」

「春のリコーダーコンサート」「飛鳥体験ウィーク」他

○科学・情報・産業技術に関する事業

28件 (△22.2%) 852人 (3.8%)

「パソコン学習サポーター養成講座」「子どもお天気教室」

「ワードで名刺を作りましょう」「糞虫王子と謎解き!糞虫館と奈良公園」

「LINEについて学ぼう!」他

○家庭生活・市民生活・娯楽に関する事業

144件 (21.0%) 13,290人 (171.4%)

「夫婦のカタチ~これからの人生をより豊かに~」「なんぶDEマジック」

「プチ田舎暮らし・柳生-発酵食品でイタリアン-」「味わい深いキムチ作り」

「みんなでたのしもう!世界のボードゲーム」他

○健康・衛生・環境に関する事業

45件 (△21.1%) 2,757人 (△33.6%)

「今を生きる~オトコのセルフケア~」「変わる!自転車法令」

「登美ヶ丘の地理歴史を防災につなげよう」「からだスッキリ!快眠のススメ」

「わたしと家族の『そうぞく』講座」他

○体育・スポーツ・レクリエーションに関する事業

35件 (12.9%) 5,380人 (89.4%)

「レクリエーションボッチャ教室」「ウォーキング&ストレッチ」

「身体を整えるバレエストレッチ」「はじめての琉球舞踊」

「ピラティス入門」他

●施設提供 32, 126件 (29.7%) 368, 432人 (24.2%)

[指定管理施設]

奈良市生涯学習センター	奈良市立中部公民館	奈良市立西部公民館
奈良市立南部公民館	奈良市立三笠公民館	奈良市立田原公民館
奈良市立富雄公民館	奈良市立柳生公民館	奈良市立若草公民館
奈良市立登美ヶ丘公民館	奈良市立興東公民館	奈良市立春日公民館
奈良市立二名公民館	奈良市立京西公民館	奈良市立平城西公民館
奈良市立伏見公民館	奈良市立富雄南公民館	奈良市立平城公民館
奈良市立飛鳥公民館	奈良市立都跡公民館	奈良市立登美ヶ丘南公民館
奈良市立平城東公民館	奈良市立月ヶ瀬公民館	奈良市立都祁公民館

計24施設

② 児童館事業 利用者数合計 22, 252人 (25.1%)

児童の健全育成とともに市民との協働による子育て支援の拠点として事業を展開した。児童福祉法の理念及び奈良市子どもにやさしいまちづくり条例にのっとり、子どもの心身の健やかな成長・発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化することができるよう、児童館の運営を行った。運営に当たっては、学校と密に連携をとりながら、保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう、子どもの育成に努めた。

具体的には、0歳から18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助を行い、自尊感情や自己肯定感、自主性・社会性を育むとともに、情操を豊かにするなど子どもの心身の育成に努めた。児童館は遊びだけでなく、学習する環境も整えている。小学生は下校後、児童館に集い、学習支援を受け、宿題等の勉強に取り組んだ後、友達との遊びに興じることが一連の流れとなっていることから、自然と学習習慣が身につき、生きる力を育んできた。また、子育て家庭の孤立化や育児不安の波が広がっている中で、子育て相談などの子育て支援を日常的に行い、課題の早期発見や発生予防的な福祉機能を果たすよう努めた。

さらに、子どもたちが地域社会と接点を持つ活動や、子どもを中心とした地域のネットワーク構築を行い、地域での子育て環境づくりを推進することで、子どもに

やさしいまちづくりに寄与することを目指した。

令和4年度は、「児童館ガイドライン」等を参考に令和3年度に行った児童館の現状・課題の分析に基づき、より充実した事業を展開するとともに、より多くの子どもたちにとって児童館が心の拠り所となるように児童館運営を行った。また、児童館の対象でありながら利用することの少なかった中学生・高校生たちが来館しやすい環境づくりに努めた。併せて思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助した。なお、事業アンケートを作成及び実施し、児童や保護者のニーズの把握に努めた。

○各種活動	15,786人	(21.7%)
「親子ひろば」「あおば教室」他		
○特別行事	415人	(102.4%)
「ふれあい人権フェスタ(子どもステージ)」「わくわく子どもフェスタ」他		
○クラブ活動	157人	(△23.0%)
「一輪車クラブ」		
○各種教室	1,387人	(0.1%)
「サッカー教室」「和太鼓教室」他		
○自主参加活動(自由来館)	3,522人	(46.7%)
○会議・その他(奨励会議・貸館など)	985人	(56.8%)

(2) 自主事業 43件 (7.5%) 4,822人 (44.7%)

奈良市の関連諸施策や多様な関係機関との連携を図り、以下の4分類にわたって事業を開催し、多様な学習ニーズに応えることのできる学習機会を提供した。また、当財団の取組をより多くの人々にPRするとともに外部収入を獲得するため、職員の特技や専門性を生かし、9件の講師派遣等の事業展開を行った。さらに、自主財源の確保と事業内容の充実のため、外部資金による事業を開催した。

○教養・文化・国際交流に関する事業	3件	(50.0%)	878人	(48.3%)
奈良ひとまち大学				
春日若宮式年造替記念講演会A・B				
○教育・福祉・人権に関する事業				

29件 (26.1%) 1,455人 (184.2%)

キリン・地域のちから応援事業

「つながりサポーター養成講座」

認知症サポーター養成講座

家庭教育サポートネットワーク支援事業

「絵本ひろば IN 南部」 「親子の『困った』サポーター講座」

「国見山に登ろう！」 「親子で楽しくまなぼう！ English」

「親子でチャレンジ！野菜づくり」

「親子でアウトドアゲーム～9月の森とあそぼう～」

「学校現場からみえてくる子育て事情」 「親のしゃべり場」

「生命をつなぐ月経のはなし」 「世代を超えて温かい支援をするために」 他

○家庭生活・市民生活・娯楽に関する事業

6件 (0%) 2,371人 (15.6%)

奈良市子育てスポット事業

「おやこひろば」 「子育てママのひととき」 「なかよレクラブ」

「子育てのんびり空間」 「二名にここ広場」 「ぷよ☆ぷよの会」

○健康・衛生・環境に関する事業

5件 (△44.4%) 118人 (△33.3%)

子どもゆめ基金助成事業

「つげまるごと自然体験&発見（川探検）」

「つげまるごと自然体験&発見（カヌー教室）」

「つげまるごと自然体験&発見（星空探検）」

「つげまるごと自然体験&発見（森探検）」

「つげまるごと自然体験&発見（ネイチャークラフト）」

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	133,022,178	133,607,721	△ 585,543	
未収金	303,123	233,773	69,350	
立替金	1,504,845	979,984	524,861	
流動資産合計	134,830,146	134,821,478	8,668	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000,000	50,000,000	0	
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0	
(2) 特定資産				
施設修繕等積立資産	2,787,709	7,575,189	△ 4,787,480	
退職給付引当資産	2,424,000	984,000	1,440,000	
特定資産合計	5,211,709	8,559,189	△ 3,347,480	
(3) その他固定資産				
リース資産	49,472,676	58,330,752	△ 8,858,076	
その他固定資産合計	49,472,676	58,330,752	△ 8,858,076	
固定資産合計	104,684,385	116,889,941	△ 12,205,556	
資産合計	239,514,531	251,711,419	△ 12,196,888	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	37,323,396	45,842,484	△ 8,519,088	
預り金	1,059,759	4,414,241	△ 3,354,482	
賞与引当金	30,089,000	30,743,000	△ 654,000	
リース債務	17,856,256	15,390,756	2,465,500	
未払消費税等	11,207,200	9,209,000	1,998,200	
流動負債合計	97,535,611	105,599,481	△ 8,063,870	
2. 固定負債				
リース債務	31,616,420	42,939,996	△ 11,323,576	
退職給付引当金	32,952,000	33,000,000	△ 48,000	
固定負債合計	64,568,420	75,939,996	△ 11,371,576	
負債合計	162,104,031	181,539,477	△ 19,435,446	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
地方公共団体補助金	50,000,000	50,000,000	0	
指定正味財産合計	50,000,000	50,000,000	0	
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)	
2. 一般正味財産	27,410,500	20,171,942	7,238,558	
正味財産合計	77,410,500	70,171,942	7,238,558	
負債及び正味財産合計	239,514,531	251,711,419	△ 12,196,888	

収 支 計 算 書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	8,000	1,500	6,500	
② 協定事業収入				
指定管理受託収入	726,000,000	726,000,000	0	
講座受講料収入	775,200	775,200	0	
③ 補助金等収入				
補助金収入	4,906,000	4,905,845	155	
④ 自主事業収入				
講師派遣収入	112,200	112,200	0	
事業収入	4,923,620	4,923,620	0	
助成金収入	642,895	642,895	0	
⑤ 雑収入				
受取利息	3,000	2,042	958	
雑収入	1,173,727	1,173,727	0	
経常収益計	738,544,642	738,537,029	7,613	
(2) 経常費用				
① 事業費				
給料	158,412,000	154,945,908	3,466,092	
賃金	154,175,000	148,715,939	5,459,061	
職員手当	68,265,000	65,968,732	2,296,268	
福利厚生	70,113,000	69,119,668	993,332	
賞与引当金繰入	28,841,000	28,841,000	0	
諸謝金	9,468,705	9,210,696	258,009	
旅費交通費	234,560	167,116	67,444	
消耗品費	8,870,944	8,374,051	496,893	
燃料費	1,450,000	1,230,089	219,911	
賄材料費	20,000	19,999	1	
会議費	349,758	339,597	10,161	
印刷製本費	1,271,630	808,941	462,689	
光熱水料費	57,773,000	56,870,577	902,423	
修繕費	20,831,000	18,031,488	2,799,512	
医薬材料費	61,000	56,891	4,109	
通信運搬費	3,692,653	3,473,893	218,760	
減価償却費	20,081,000	20,056,956	24,044	
手数料	4,267,707	4,137,864	129,843	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
保険料	2,010,712	1,885,376	125,336	
委託費	59,698,000	58,845,115	852,885	
賃借料	7,702,982	7,498,264	204,718	
負担金	88,000	87,600	400	
広告料	2,000	2,000	0	
租税公課	40,941,300	40,731,900	209,400	
② 管理費				
給料	7,470,000	7,290,792	179,208	
賃金	5,335,000	5,323,579	11,421	
職員手当	3,177,000	3,094,600	82,400	
福利厚生	3,069,000	3,046,148	22,852	
賞与引当金繰入	1,248,000	1,248,000	0	
諸謝金	240,000	160,000	80,000	
旅費交通費	307,000	201,470	105,530	
消耗品費	100,000	13,050	86,950	
燃料費	56,000	54,790	1,210	
光熱水料費	2,668,000	2,632,301	35,699	
通信運搬費	144,000	127,674	16,326	
手数料	523,000	518,870	4,130	
委託費	499,000	453,488	45,512	
賃借料	981,000	952,584	28,416	
負担金	7,056,000	6,717,965	338,035	
租税公課	113,000	43,500	69,500	
経常費用計	751,606,951	731,298,471	20,308,480	
当期経常増減額	△ 13,062,309	7,238,558	△ 20,300,867	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 13,062,309	7,238,558	△ 20,300,867	
一般正味財産期首残高	10,887,001	20,171,942	△ 9,284,941	
一般正味財産期末残高	△ 2,175,308	27,410,500	△ 29,585,808	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000,000	50,000,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000,000	50,000,000	0	
III 正味財産期末残高	47,824,692	77,410,500	△ 29,585,808	

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	1,500	2,300	△ 800	
② 協定事業収入				
指定管理受託収入	726,000,000	725,182,264	817,736	
講座受講料収入	775,200	691,700	83,500	
③ 補助金等収入				
補助金収入	4,905,845	0	4,905,845	
④ 自主事業収入				
講師派遣収入	112,200	119,263	△ 7,063	
事業収入	4,923,620	4,734,699	188,921	
助成金収入	642,895	440,614	202,281	
⑤ 雑収入				
受取利息	2,042	2,167	△ 125	
雑収入	1,173,727	335,510	838,217	
経常収益計	738,537,029	731,508,517	7,028,512	
(2) 経常費用				
① 事業費				
給料	154,945,908	160,764,429	△ 5,818,521	
賃金	148,715,939	140,749,054	7,966,885	
職員手当	65,968,732	71,382,969	△ 5,414,237	
福利厚生	69,119,668	66,000,065	3,119,603	
賞与引当金繰入	28,841,000	29,464,000	△ 623,000	
諸謝金	9,210,696	8,030,300	1,180,396	
旅費交通費	167,116	135,256	31,860	
消耗品費	8,374,051	12,905,377	△ 4,531,326	
燃料費	1,230,089	1,133,808	96,281	
賄材料費	19,999	20,999	△ 1,000	
会議費	339,597	263,984	75,613	
印刷製本費	808,941	1,447,955	△ 639,014	
光熱水料費	56,870,577	44,158,699	12,711,878	
修繕費	18,031,488	41,568,015	△ 23,536,527	
医薬材料費	56,891	56,663	228	
通信運搬費	3,473,893	3,056,251	417,642	
減価償却費	20,056,956	19,463,716	593,240	
手数料	4,137,864	4,160,742	△ 22,878	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
保険料	1,885,376	1,901,715	△ 16,339	
委託費	58,845,115	59,266,987	△ 421,872	
賃借料	7,498,264	7,257,284	240,980	
負担金	87,600	87,600	0	
広告料	2,000	800	1,200	
租税公課	40,731,900	39,437,300	1,294,600	
② 管理費				
給料	7,290,792	7,609,671	△ 318,879	
賃金	5,323,579	4,947,772	375,807	
職員手当	3,094,600	3,373,690	△ 279,090	
福利厚生	3,046,148	2,841,171	204,977	
賞与引当金繰入	1,248,000	1,279,000	△ 31,000	
諸謝金	160,000	55,000	105,000	
旅費交通費	201,470	12,040	189,430	
消耗品費	13,050	67,071	△ 54,021	
燃料費	54,790	48,030	6,760	
光熱水料費	2,632,301	2,039,698	592,603	
通信運搬費	127,674	120,463	7,211	
手数料	518,870	596,200	△ 77,330	
委託費	453,488	383,459	70,029	
賃借料	952,584	940,354	12,230	
負担金	6,717,965	6,502,963	215,002	
租税公課	43,500	50,300	△ 6,800	
経常費用計	731,298,471	743,580,850	△ 12,282,379	
当期経常増減額	7,238,558	△ 12,072,333	19,310,891	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	7,238,558	△ 12,072,333	19,310,891	
一般正味財産期首残高	20,171,942	32,244,275	△ 12,072,333	
一般正味財産期末残高	27,410,500	20,171,942	7,238,558	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000,000	50,000,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000,000	50,000,000	0	
III 正味財産期末残高	77,410,500	70,171,942	7,238,558	

財 産 目 録

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科	目	金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
	現金預金	133,022,178
	現金手許有高	270,000
	普通預金一般会計	132,752,178
	未収金	303,123
	立替金	1,504,845
	流動資産合計	134,830,146
2. 固定資産		
基本財産		
	定期預金	50,000,000
	南都銀行	10,000,000
	りそな銀行	10,000,000
	三井住友信託銀行	10,000,000
	近畿労働金庫	10,000,000
	奈良県農協	10,000,000
特定資産		
	施設修繕等積立資産	2,787,709
	退職給付引当資産	2,424,000
その他固定資産		
	リース資産	49,472,676
	固定資産合計	104,684,385
	資産合計	239,514,531
II 負債の部		
1. 流動負債		
	未払金	37,323,396
	預り金	1,059,759
	賞与引当金	30,089,000
	リース債務	17,856,256
	未払消費税等	11,207,200
	流動負債合計	97,535,611
2. 固定負債		
	リース債務	31,616,420
	退職給付引当金	32,952,000
	固定負債合計	64,568,420
	負債合計	162,104,031
	正味財産	77,410,500

役員

(令和5年3月31日現在)

理事長	西谷忠雄	(非常勤)
副理事長	竹平理恵	(非常勤)
理事	小澤美砂	(非常勤)
理事	粕井みづほ	(非常勤)
理事	植畑セツ子	(非常勤)
理事	箕輪尚起	(非常勤)
理事	森村和枝	(非常勤)
理事	虎杖徳明	(非常勤)
理事	山下裕美	(非常勤)
監事	中村敏彦	(非常勤)
監事	青木幸子	(非常勤)

一般財団法人奈良市総合財団の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人奈良市総合財団の経営状況を次のとおり報告する。

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

令和4年度事業報告書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

1. 事業概要

一般財団法人奈良市総合財団は、奈良市が設置する公共施設の指定管理者として、利用者の視点に立った管理運営に努め、多様化するニーズに応じてあらゆる人にとって利用しやすい施設を目指すとともに、文化・スポーツ・武道の普及振興事業及び「ならまち」・「都祁地域」の歴史文化資産を利用した地域振興事業並びに中小企業勤労者に対する福利厚生事業を実施し、文化の創造及び市民福祉の増進に努めた。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策については、細心の対策を講じて、市民の皆様が安心・安全に利用できるよう施設管理や事業の取組を進めた。

当財団の運営に当たっては、全ての職員が経営改革の意識を強く持って財団の運営を進め、組織統制の整備や職員の育成を積極的に進めた。

また、奈良市の進める行財政改革の方針により、さらに厳しい対応が求められており、自らの経営基盤の財源確保を図るべく収益性の強化を進めて、さらには経費節減と事業の質的向上に取り組む一方、市民や利用者の要請にきめ細かく応える為の努力を重ね地域社会の発展に寄与するべく事業運営を進めた。

2. 事業内容

各施設の設立趣旨等を踏まえた管理運営と文化の創造と福祉の増進に寄与することを目的として文化振興事業、スポーツ・武道普及振興事業、まちづくり振興事業、勤労者福祉サービス事業、都祁地域振興事業を推進した。

(1) 文化振興事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数は以下のとおりであった。 ※（ ）内は対前年度増減率

なら100年会館	入館者数	166,402人	(78.3%)
奈良市美術館	入館者数	40,309人	(66.5%)
奈良市北部会館市民文化ホール	入館者数	57,658人	(24.2%)

奈良市杉岡華邨書道美術館 入館者数 4,756人 (54.5%)

新型コロナウイルス感染症の影響で施設の利用制限、事業の中止もあったが、細心の感染症対策を講じた施設運営により、入館者は前年度より大幅に増加し、なら100年会館では、約73,000人、奈良市北部会館市民文化ホールは、約11,200人の増加となった。

奈良市美術館でも貸館のキャンセルはあったが、入館者数においては、主催事業であるオープンミュージアムプロジェクトの展覧会で予想を大幅に上回ったため、前年度より約16,100人の増加となった。

奈良市杉岡華邨書道美術館は、規制が緩和されたことにより前年度より入館者数は約1,700人の増加となった。

(事業内容)

豊かな市民文化の形成を図り、鑑賞・創造・学習を柱に市民の美術鑑賞と創作活動の活性化に寄与するための事業を実施した。

○なら100年会館

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上で、若者や中高年齢層をターゲットとした山下達郎、近藤真彦や高嶋ちさ子、大黒摩季、Saucy Dog、藤井フミヤ等の人気溢れるアーティスト達によるコンサートの実施、市民の芸術文化鑑賞を高める催しとして桂米朝一門会の落語会や笑い飯哲夫の仏教講座等の公演、子どもたちやファミリー向けのコンサートや人形劇公演、その他、なら100年会館の持ち味を生かした3種のピアノを弾き比べできるピアノ試弾会を開催する等、事業数を増やし、幅広い年齢層の市民の方々に音楽鑑賞やLIVE公演の素晴らしさを体感していただくことができた。

また、定員数を見直す等の感染症対策を講じた上で健康いきいき講座（ヨガ教室、ソフトストレッチ教室、ピラティス教室）を開催し、市民の日常生活の一助として健康維持に寄与することができた。

催事等の開催回数 308回 参加人数 53,305人

○奈良市美術館

全ての事業において、奈良市の対応方針による感染症対策を講じた上で開催した。

主催・共催による展覧会として、奈良市美術家協会と連携して会員による優れた作品を展示する「第41回奈良市美術家展」、美術作品の創作意欲を高めるための公募

展「第41回市展なら」、近代奈良の芸術、歴史、生活文化を掘り下げて紹介するシリーズの企画展「奈良を観る」、児童生徒の図工美術の成果を紹介する「第19回奈良市児童生徒作品展」、市内中学校の美術作品を紹介する「第3回奈良市中学校美術部合同展 若鹿たちの美術」、子どもから大人まで楽しめるオープンミュージアムプロジェクト「妖怪POP 妖怪書家 逢香展」を開催し市民文化の創造と振興の促進を図った。

その他、講座関連事業として、奈良の奥深い魅力を散策しながら紹介する「奈良の散歩道」、奈良市美術家協会や奈良女子大学との連携協力による「2022年度市民実技講座・親と子のやさしいアート体験」、「第40回市民実技講座作品展」、「仏教美術講座」を開催し芸術文化の発信に寄与した。

催事等の開催回数 29回 参加人数 19,778人

○奈良市北部会館市民文化ホール

文化施設利用のための奈良市の対応方針、各種感染防止ガイドライン等を遵守した上で、文化サークル活動が活発な地域性を生かし「高の原文化・健康講座」を24講座、伝統文化の継承・異世代交流の場として「和楽器講座」、地元の音楽芸術協会と連携し「高の原音楽芸術協会演奏会」や「けいはんな音楽コンクール」、邦楽演奏家により邦楽の心を伝える「邦楽コンサート」、地元の奈良大学と連携した市民向け公開講座「高の原カルチャーサロン」、優れた演奏を身近に鑑賞する機会を提供する「癒しのオータムコンサート」を開催した。また、地元で活発に活動する平城ニュータウン文化協会と連携し各講座・同好会の作品展示、舞台発表を行う「平城ニュータウン文化祭」を開催し、地域の賑わいづくりに寄与した。

催事等の開催回数 737回 参加人数 10,822人

○奈良市杉岡華邨書道美術館

企画展として、平安時代の古筆や奈良時代の古写経といった貴重な資料を公開する初の展覧会の第2回展となる「成田山書道美術館所蔵 松崎コレクションの古筆と古写経②」や、書芸術や書教育などで活躍する多くの人材を輩出してきた書の専門教育を行う大学に焦点を当て紹介するシリーズ展の第2回となる「大阪教育大学で学んだ書家群像」展、杉岡華邨氏の没後10年展「私が選ぶ杉岡華邨展」を開催した。

館蔵品展「杉岡華邨生誕110年 華邨が書く尾上柴舟の歌と時代」では、華邨が尾上柴舟に師事した時代の作品や、柴舟の歌を書いた作品を紹介した。

書道実技講座では「うちわに書こう」、「カレンダーを書こう」のワークショップと高木厚人館長による、かな作品を実作する方を対象に通信添削と講評会で指導する「かなの散らしを楽しむ」講座を2回開催した。また、水書きで気軽に書道を体験できる「筆書き体験コーナー」や学芸員による「作品解説会」を行った。

その他にも、本年度より奈良教育大学仮名書道研究室の協力により子ども向けの夏休みクイズやわらべうたフェスタでのかな書き体験のワークショップ、さらには未就学児童を対象にした「はじめての子ども筆書き体験講座」等の連携事業を行った。

また、奈良市ならまちセンターとの共催により「第2回ならまち年賀状コンクール」や名勝大乘院庭園文化館での出張パネル展「華邨の心の書の世界」の開催、動画配信による「散らし遊び」等により奈良市杉岡華邨書道美術館の広報普及を行った。

催事等の開催回数 44回 参加人数 10,189人

(2) スポーツ・武道振興事業

[指定管理施設]

管理施設の利用者数は以下のとおりであった。 ※（ ）内は対前年度増減率

奈良市鴻ノ池陸上競技場等11体育施設

利用者数 510,823人 (△3.7%)

奈良市鴻ノ池陸上競技場

奈良市鴻ノ池球場

奈良市鴻ノ池コート

奈良市中央体育館

奈良市中央第二体育館

奈良市南部生涯スポーツセンター体育館

奈良市柏木コート

奈良市南部生涯スポーツセンターコート

奈良市柏木球技場

奈良市南部生涯スポーツセンター球技場

奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート 以上11施設

奈良市中央武道場等4体育施設

利用者数 105,924人 (73.7%)

奈良市中央武道場

奈良市中央第二武道場

奈良市弓道場

奈良市鴻ノ池相撲場 以上 4 施設

奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール等 18 体育施設

利用者数 273,468人 (1.9%)

奈良市緑ヶ丘球場

奈良市西部生涯スポーツセンター体育館

奈良市青山プール

奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール

奈良市黒谷コート

奈良市平城第一コート

奈良市平城第二コート

奈良市青山コート

奈良市佐保山コート

奈良市西部生涯スポーツセンターコート

奈良市黒谷球技場

奈良市平城第一球技場

奈良市平城第二球技場

奈良市奈良阪球技場

奈良市登美ヶ丘球技場

奈良市西部生涯スポーツセンター球技場

奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場

奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス 以上 18 施設

奈良市鴻ノ池陸上競技場等 11 体育施設を指定管理者の奈良市スポーツまちづくり推進パートナーズ代表ミズノスポーツサービスと協同で管理運営を行い、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に努め各施設、記録会や大会を開催した。JFLサッカーチーム奈良クラブがJリーグ昇格に必要な条件を全てクリアしてJ3に昇格し、開幕戦をホームグラウンド、ロートフィールド奈良で開催した。今年度も「Top Sports City 奈良」のパートナーチームの南都銀行女子ホッケー部がトレーニング室を

定期的に使用した。

ボランティア団体「鴻ノ池フィールドサポーターズクラブ」を設立し清掃、美化促進活動を行った。また、SNS「【公式】ロート奈良鴻ノ池パーク」を開設し、施設情報を配信した。

改修により使用停止していたロート奈良テニスコートや南部生涯スポーツセンター体育館の工事が終了し、利用を再開した。柏木運動公園については、改修に伴い11月から事務所及び管理棟が撤去された。

ロートアリーナ奈良には、バンビシャス奈良のトップスポンサーであるロート製薬株式会社からの企業版ふるさと納税を活用し大型ビジョンが設置された。

奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール等18体育施設では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じて屋内温水プール、体育館、屋外施設の運営をした。屋内温水プールについては、防火扉改修工事のため、約1ヶ月休業したが前年度より利用者が約5,100人の増加となった。

奈良市青山プールは、7月21日から8月31日の42日間、無休で開場した。今年度は、入場制限を廃止して運営したことにより6,647人の入場者数で前年度より約1,800人の増加となった。

(事業内容)

体育、スポーツ及び武道の普及振興を図ることにより、健全な心身の維持及び発達並びに明るく豊かな生活の形成に寄与するための事業を実施した。

○奈良市鴻ノ池陸上競技場等11体育施設

奈良市スポーツ協会に加盟している各種団体と連携して競技スポーツの教室や健康増進につながる事業を実施した。また、「Top Sports City 奈良」のパートナーチーム「バンビシャス奈良」、「奈良クラブ」と提携してバスケットボールスクール、サッカースクールを開催した。新規事業として「硬式テニス1DAYスクール」、「優しいヨガ教室」を開催した。「少年少女陸上教室」、「ジョイトレ」、「バドミントンスクール」等、感染症対策を講じた上で開催した。

催事等の開催回数 758回 参加人数 13,458人

○奈良市中央武道場等4体育施設

武道発祥の中心地として、剣道・柔道・なぎなた・槍術・弓道等の各種武道関連団体との連携協力のもと武道教室を開催し、人格の形成、道徳心の向上、礼節を尊重す

る心の養成を図るとともに、武道人口の裾野の拡大及び武道の更なる発展・活性化に努めた。

新型コロナウイルス感染症の影響により中止になっていた教室を予定どおり開催したことにより、参加者数が増加した。

催事等の開催回数 1, 337回 参加人数 24, 138人

○奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール等18体育施設

屋内温水プールや体育館を活用した「水泳教室」や「ダンベル教室」をはじめ、利用者からの要望もあり、今年度から「たのしいエアロビクス教室」の新規事業を開催した。今年度は事業の中止期間もなく、開催回数が前年度より増えたことにより参加者数が約4, 500人の増加となった。

催事等の開催回数 946回 参加人数 17, 856人

(3) まちづくり振興事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数は以下のとおりであった。 ※（ ）内は対前年度増減率

奈良市ならまちセンター	入館者数	143, 337人	(68.0%)
奈良市音声館	入館者数	41, 752人	(4.8%)
なら工芸館	入館者数	33, 843人	(29.8%)
入江泰吉記念奈良市写真美術館	入館者数	27, 935人	(52.2%)
入江泰吉旧居	入館者数	3, 974人	(12.2%)
奈良市ならまち格子の家	入館者数	57, 678人	(105.5%)

新型コロナウイルス感染症の影響で施設の利用制限、事業の中止もあったが、全ての施設で入館者が前年度より増加した。

奈良市ならまちセンターでは、一部事業の中止が発生したが、1階飲食等スペースのギャラリーにおいて様々な展示や子どもたちが参加できるワークショップ等を行い、約58, 000人の増加となった。

なら工芸館でも3年ぶりに工芸フェスティバルを開催、観光客等の増加により約7, 700人増加した。

入江泰吉記念奈良市写真美術館では、話題性のある写真家を取り上げたことや若年層への写真芸術の普及に努めて、約9, 600人の増加となり復調の傾向にある。入江泰

吉旧居も同様に、約400人の増加となり、着実にコロナ禍以前の状態へと戻りつつある。

奈良市ならまち格子の家は、前年度と比較すると入館者数が約29,000人増加したが、コロナ禍前水準までの回復には至らなかった。

(事業内容)

なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく奈良町都市景観形成地区を中心とした「ならまち」において、地域の文化振興・活性化のための事業及び広報啓発事業を実施した。

○奈良市ならまちセンター

当初、自主及び企画事業を18事業予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底し、開催可能であると判断した10事業と新規事業3事業の計13事業を開催した。

「ならまちいきいきフェスタ」と称した文化祭の再開や奈良出身の出演者を起用した「ならまち新春コンサート」や「ならまち落語会」、地域やNPOとの協働事業「子どもおん祭」や周辺施設との共催による「古文書講座」、また1階ギャラリーでは奈良の魅力を発信するアート展示やワークショップ、奈良市や十津川村と連携した「東部マルシェ」、「十津川村公園」を開催した。

催事等の開催回数 47回 参加人数 102,136人

○奈良市音声館

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止または規模縮小をしていた教室等の事業を通常どおりの開催に戻した。奈良で古くから歌い継がれてきた“わらべうた”を後世に伝える「ならまちわらべうた教室」、子どもに伝統文化や音楽を学ぶ場として「伝統文化を学ぼう～子どもお茶教室・子どもいけ花教室・子ども和裁教室（新規開講）～」、「子ども邦楽教室～箏・三味線～」を行った。また「大人の邦楽～浄瑠璃・箏～」を新たに開講した。奈良の民話普及事業では、民話を題材にした創作ミュージカル公演を2月に開催した。また大型紙芝居の定期公演やアウトリーチ活動として小学校等への出張公演やならまち格子の家での民話の語り公演を行った。わらべうた普及事業である「出張わらべうた教室」は徐々に依頼が戻り、年間を通して開催した。夏休みに行う「子ども制作教室」も実施を再開し、楽器作りを行った。

一方、同館エントランスホールを会場とする催し「エントランスコンサート」、「

やわらぎコンサート」、また多くの参加者が見込まれる「ミュージックフェスティバル」は引き続き開催を見送ったが、コロナ禍に始めた「スタインウェイピアノを弾いてみよう」は、好評のため引き続き2ヶ月ごとに行い、さらに夏休みには子ども向けの同催しを行う等、事業の拡大を図った。

催事等の開催回数 256回 参加人数 4,816人

○なら工芸館

工芸制作教室（10種目・11教室）を通年で開催した。また、伝統工芸後継者育成制度による第6期生3名の研修生が、工房主の下での研修及び当館において制作実演を行った。3年ぶりの開催となった奈良工芸フェスティバルでは、各種工芸体験や制作実演等を開催したほか、夏休み期間中には子どもを対象にした工芸教室も開催した。また、一刀彫や奈良団扇等の「一日体験工芸教室」を開催した。

常設展示室の作品展示では、5月に「日本伝統工芸近畿展IN奈良2022」、奈良工芸フェスティバル開催期間中に「奈良伝統工芸展」、2月には「御所人形六十年の軌跡黒川和江」を開催した。

催事等の開催回数 210回 参加人数 25,847人

○入江泰吉記念奈良市写真美術館

展示事業では、入江泰吉が亡くなって没後30年の節目を迎えることから、入江の写真人生を振り返る企画を展開した。入江の出世作「文楽」や戦後の懐かしい風景やスナップ、仏像、万葉の風景と入江の代表作を紹介した。特に「万葉の風景とみほとけ」展では、小中学生に関心を持っていただけるようメタバース（web上の3次元の仮想空間）の実証実験としてマターポートを活用し新しい鑑賞体験を提供した。また、本年は春日若宮式年造替という記念の年であり、春日大社と連携して、入江泰吉「春日野」展の開催をはじめ、春日大社着到殿で石井陽子氏の鹿写真展を開催するなど写真美術館の誘客に努めた。その他、マーク・ピアソンフォトコレクションから須田一政の紹介や新鋭展では、国内外で活躍する女性3人の作家（鷗川真由子、野口靖子、石井陽子）を取り上げ、奈良在住の太田順一、木村伊兵衛賞、林忠彦賞と写真業界で大きな賞を受賞し高く評価されている藤岡亜弥の写真展を開催する等、話題性のある写真家の展覧会を開催したことで新たな客層の誘客にもつながった。

展示事業以外では、本年度からメタバースの実証実験として、智辯学園高校写真部と協力してメタバース内での展覧会や「ならまちわらべうたフェスタ」では、「みんな

なでつくるメタバース美術館」と称して、子どもたちが撮影した写真をメタバース美術館に展示、入江泰吉の代表作をメタバース美術館に公開する等、世界へと情報発信するとともに、子どもたちに写真美術館を知っていただく良い機会としてとらえ事業展開した。また、奈良県高等学校写真部会と共催で総合文化祭や写真部活性化のための事業開催や奈良市立小学校への出張講座等、若年層への写真芸術の普及に努めた。

こうした取組の成果と新型コロナウイルス感染症が収束に向かってきたことで、参加者は大きく増加に転じた。

催事等の開催回数 70回 参加人数 17,735人

○入江泰吉旧居

講座イベント等については、感染症対策を講じた上で、「はじめの一句」や「入江泰吉さんぼみち」、「入江泰吉の眼を歩く」等を実施した。暗室を使っての事業や「お抹茶でひとやすみ」といった飲食を伴う事業は、回数の削減や中止があったが、コロナ禍の影響が小さくなってきたこともあり、前年度と比べて参加人数が少し増加した。

催事等の開催回数 39回 参加人数 264人

○奈良市ならまち格子の家

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じて来訪者に対する案内業務（受付やならまち観光の見所紹介）や「ならまちの歴史と町並み紹介」の常設展示、共催事業として、「奈良の民話を楽しもう」を年8回開催した。協力事業として、池田千恵子絵画展を10月、なら町家研究会による「欄間付格子」パネル展を1月、3月にまなざしギャラリー（和紙写真、陶芸作品展示）を開催した。

催事等の開催回数 42回 参加人数 7,156人

(4) 勤労者福祉サービス事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数は以下のとおりであった。 ※（ ）内は対前年度増減率

奈良市勤労者総合福祉センター 入館者数 50,040人 (△4.7%)

奈良市勤労者総合福祉センターでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による施設利用制限、主催事業の中止により入館者数は減少した。

(事業内容)

地域経済の担い手である中小企業勤労者を対象に、福祉の向上及び余暇活用の充実、生活の安定を図るため、総合的な福祉事業を実施した。

○奈良市勤労者総合福祉センター

人数制限等、感染症対策を講じた上でパソコン教室やヨガ教室、陶芸教室のほか、各種教室を開催した。

催事等の開催回数 71回 参加人数 6,001人

○勤労者福祉サービスセンター事業部門

企業内福祉をサポートする役目を担い、勤労者の福利厚生の実現に役立つ事業を実施した。具体的には、市内の中小企業の事業所に対し、福祉事業の内容について広報を行うとともに加入の促進を図った。また、福利厚生事業として会員及びその家族を対象に、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上での施設割引利用、会員の相互扶助を基本とした各種給付事業、健康維持・健康増進事業及び文化各種教室の受講費補助を行う健康管理事業並びに貸付斡旋事業を実施した。

本施設における各事業に対する利用者数

施設利用事業	延べ人数	16,695人
健康管理事業	延べ人数	2,919人
給付事業		956人

(5) 都祁地域振興事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数又は利用者数は以下のとおりであった。

※ () 内は対前年度増減率

奈良市都祁交流センター	入館者数	12,152人	(31.7%)
奈良市都祁体育館	利用者数	8,893人	(△1.5%)
奈良市都祁生涯スポーツセンターコート	利用者数	2,873人	(△6.8%)
奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場	利用者数	14,903人	(3.0%)
奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート	利用者数	290人	(68.6%)

奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス

利用者数 20人 (0%)

奈良市都祁交流センターの入館者数は前年度より約2,900人の増加となった。

奈良市都祁体育館については、利用制限はあったが、「e古都なら」ネット予約システムの定着から、奈良市以外の市町村からの来場者もあり、ほぼ横ばいであった。

奈良市都祁生涯スポーツセンター4施設については、利用制限や気候の影響はあったものの、球技場の利用者数は昨年度より約400人増加したが、テニスコートについては、約200人の減少となった。多目的コートについては、球技場のサブコートとしての利用やゲートボールの利用があった。クラブハウスについては、夏季の熱中症対策の控室や更衣室の利用等があった。

(事業内容)

都祁地域においても、昨年引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、屋外及び屋内の事業は中止や利用制限、規模を縮小しての開催となった。4年ぶりに開催した「宝くじ文化公演」については、夏頃から準備を進め、コロナ禍ではあったが開催することができ、多くの来館者から高評価を得た。しかしながら、高齢者を対象とした全ての事業は、感染症のリスクが高いということでお互い慎重にならざるを得ない状況で実施には至らなかった。

スポーツ振興事業では、感染症対策を講じながらヨガ教室を2回開催した。また、共催協力事業では、つげ夏祭りが2年ぶりの開催となり、夜空を彩る壮大な花火大会が実施された。都祁公民館・都祁福祉センター・都祁交流センター3館の合同発表会では、それぞれの施設で活動する自主クラブによる手作り展示会と舞台発表を開催し、地域間・世代間交流を図った。

催事等の開催回数 8回 参加人数 2,425人

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	268,799,497	279,562,535	△ 10,763,038	
現金	3,495,440	4,692,915	△ 1,197,475	
普通預金	265,304,057	274,869,620	△ 9,565,563	
未収金	42,586,340	8,526,556	34,059,784	
前払金	1,364,270	1,563,770	△ 199,500	
商品	3,249,334	3,466,109	△ 216,775	
貯蔵品	54,083	99,420	△ 45,337	
流動資産合計	316,053,524	293,218,390	22,835,134	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000,000	50,000,000	0	
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0	
(2) 特定資産				
財政変動準備積立金	132,000,000	132,000,000	0	
減価償却引当預金	2,738,791	2,434,188	304,603	
書道芸術振興積立金	36,669,928	36,761,776	△ 91,848	
永年在会給付事業積立預金	4,489,742	7,438,742	△ 2,949,000	
運営基金積立準備預金	8,322,291	8,147,291	175,000	
共済事業引当預金	37,123	394,823	△ 357,700	
記念事業費積立預金	3,484,983	3,484,983	0	
特定資産合計	187,742,858	190,661,803	△ 2,918,945	
(3) その他の固定資産				
車両運搬具	2	304,605	△ 304,603	
什器備品	628,182	46,120	582,062	
リース資産	2,637,360	5,514,480	△ 2,877,120	
預託金	9,140	9,140	0	
その他固定資産合計	3,274,684	5,874,345	△ 2,599,661	
固定資産合計	241,017,542	246,536,148	△ 5,518,606	
資産の部合計	557,071,066	539,754,538	17,316,528	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	80,013,969	93,871,658	△ 13,857,689	
前受金	551,700	263,350	288,350	
預り金	9,296,055	11,407,627	△ 2,111,572	
リース債務	2,637,360	2,877,120	△ 239,760	
流動負債合計	92,499,084	108,419,755	△ 15,920,671	
2. 固定負債				
リース債務	0	2,637,360	△ 2,637,360	
固定負債合計	0	2,637,360	△ 2,637,360	
負債の部合計	92,499,084	111,057,115	△ 18,558,031	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	86,003,617	86,003,617	0	
指定正味財産合計	86,003,617	86,003,617	0	
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)	
(うち特定資産への充当額)	(36,003,617)	(36,003,617)	(0)	
2. 一般正味財産	378,568,365	342,693,806	35,874,559	
(うち特定資産への充当額)	(151,739,241)	(154,658,186)	(△ 2,918,945)	
正味財産の部合計	464,571,982	428,697,423	35,874,559	
負債及び正味財産合計	557,071,066	539,754,538	17,316,528	

収 支 計 算 書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				
基本財産受取利息	9,000	5,100	3,900	
② 特定資産運用益				
特定資産受取利息	45,000	40,732	4,268	
③ 受取入会金				
受取入会金	175,000	169,000	6,000	
④ 受取会費				
受取会費	36,086,000	35,818,250	267,750	
⑤ 事業収益				
入場料収益	43,004,000	9,087,550	33,916,450	
受講料収益	95,127,000	64,422,625	30,704,375	
利用料金収益	9,007,000	6,816,920	2,190,080	
出品料収益	600,000	536,000	64,000	
協賛金収益	3,000,000	3,077,149	△ 77,149	
参加費収益	1,606,000	1,128,000	478,000	
普及事業収益	485,000	132,500	352,500	
小売業収益	3,550,000	2,350,770	1,199,230	
受取手数料	4,212,000	4,564,040	△ 352,040	
事業受託収益	208,000	180,451	27,549	
共催事業管理収益	8,984,000	13,142,760	△ 4,158,760	
その他収益	629,000	1,315,038	△ 686,038	
⑥ 受取補助金等				
受取指定管理料	1,240,317,000	1,282,301,022	△ 41,984,022	
受取地方公共団体補助金	87,595,000	92,473,909	△ 4,878,909	
⑦ 受取負担金				
受取負担金	20,218,000	17,729,790	2,488,210	
⑧ 雑収益				
受取利息	6,000	6,033	△ 33	
雑収益	2,297,000	6,241,235	△ 3,944,235	
運営協力金等収益	2,256,000	2,699,587	△ 443,587	
経常収益計	1,559,416,000	1,544,238,461	15,177,539	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費				
給料手当	445,293,000	473,537,401	△ 28,244,401	
臨時雇賃金	64,529,000	55,328,184	9,200,816	
福利厚生費	99,109,000	90,606,161	8,502,839	
視察費	100,000	0	100,000	
旅費交通費	903,000	434,840	468,160	
通信運搬費	10,327,000	7,363,219	2,963,781	
減価償却費	3,207,000	3,204,782	2,218	
地方公共団体帰属備品等購入費	119,000	118,800	200	
消耗什器備品費	1,319,000	174,240	1,144,760	
消耗品費	30,467,000	15,864,677	14,602,323	
修繕費	14,876,000	11,719,381	3,156,619	
印刷製本費	13,887,000	9,662,309	4,224,691	
燃料費	1,635,000	1,132,572	502,428	
光熱水料費	266,112,000	298,336,099	△ 32,224,099	
賃借料	31,331,000	27,199,954	4,131,046	
保険料	8,271,000	6,371,841	1,899,159	
諸謝金	46,593,000	34,596,402	11,996,598	
租税公課	63,943,000	62,012,285	1,930,715	
支払負担金	4,210,000	4,100,967	109,033	
支払助成金	48,467,000	43,859,061	4,607,939	
委託費	331,842,000	283,617,931	48,224,069	
会議費	25,000	3,000	22,000	
支払手数料	8,117,000	4,016,590	4,100,410	
広告宣伝費	3,040,000	1,302,300	1,737,700	
仕入	1,574,000	1,166,136	407,864	
交際費	65,000	65,000	0	
原材料費	1,450,000	1,114,222	335,778	
医薬材料費	1,421,000	1,301,155	119,845	
雑費	100,000	3,000	97,000	
② 管理費				
役員報酬	177,000	3,090,000	△ 2,913,000	
給料手当	45,513,000	46,190,015	△ 677,015	
福利厚生費	8,579,000	8,837,532	△ 258,532	
研修費	97,000	60,200	36,800	
旅費交通費	25,000	6,270	18,730	
通信運搬費	298,000	268,554	29,446	
減価償却費	0	120,879	△ 120,879	
消耗什器備品費	315,000	658,218	△ 343,218	
消耗品費	531,000	465,690	65,310	
修繕費	8,000	0	8,000	
印刷製本費	17,000	16,500	500	
燃料費	33,000	28,000	5,000	
賃借料	3,950,000	4,080,733	△ 130,733	
保険料	5,000	3,200	1,800	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
諸謝金	450,000	437,500	12,500	
租税公課	41,000	30,977	10,023	
支払負担金	135,000	204,850	△ 69,850	
委託費	2,272,000	2,139,500	132,500	
支払手数料	187,000	168,673	18,327	
経常費用計	1,564,965,000	1,505,019,800	59,945,200	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,549,000	39,218,661	△ 44,767,661	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 5,549,000	39,218,661	△ 44,767,661	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
雑益				
雑益	0	2,837,000	△ 2,837,000	
経常外収益計	0	2,837,000	△ 2,837,000	
(2) 経常外費用				
雑損失				
雑損失	0	42,302	△ 42,302	
経常外費用計	0	42,302	△ 42,302	
当期経常外増減額	0	2,794,698	△ 2,794,698	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 5,549,000	42,013,359	△ 47,562,359	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 5,549,000	42,013,359	△ 47,562,359	
法人税、住民税及び事業税	2,957,000	6,138,800	△ 3,181,800	
当期一般正味財産増減額	△ 8,506,000	35,874,559	△ 44,380,559	
一般正味財産期首残高	342,694,000	342,693,806	194	
一般正味財産期末残高	334,188,000	378,568,365	△ 44,380,365	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004,000	86,003,617	383	
指定正味財産期末残高	86,004,000	86,003,617	383	
III 正味財産期末残高	420,192,000	464,571,982	△ 44,379,982	

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				
基本財産受取利息	5,100	8,400	△ 3,300	
② 特定資産運用益				
特定資産受取利息	40,732	40,583	149	
③ 受取入会金				
受取入会金	169,000	150,000	19,000	
④ 受取会費				
受取会費	35,818,250	35,710,300	107,950	
⑤ 事業収益				
入場料収益	9,087,550	9,834,200	△ 746,650	
観覧料収益	0	33,900	△ 33,900	
受講料収益	64,422,625	47,872,695	16,549,930	
利用料金収益	6,816,920	7,239,450	△ 422,530	
出品料収益	536,000	528,000	8,000	
協賛金収益	3,077,149	0	3,077,149	
参加費収益	1,128,000	881,300	246,700	
普及事業収益	132,500	43,500	89,000	
小売業収益	2,350,770	1,816,300	534,470	
受取手数料	4,564,040	2,889,910	1,674,130	
事業受託収益	180,451	323,000	△ 142,549	
共催事業管理収益	13,142,760	10,823,220	2,319,540	
その他収益	1,315,038	1,796,396	△ 481,358	
⑥ 受取補助金等				
受取指定管理料	1,282,301,022	1,230,144,961	52,156,061	
受取地方公共団体補助金	92,473,909	94,238,795	△ 1,764,886	
受取民間助成金	0	30,000	△ 30,000	
⑦ 受取負担金				
受取負担金	17,729,790	14,317,400	3,412,390	
⑧ 雑収益				
受取利息	6,033	5,694	339	
雑収益	6,241,235	4,451,449	1,789,786	
運営協力金等収益	2,699,587	1,718,806	980,781	
経常収益計	1,544,238,461	1,464,898,259	79,340,202	

科 目	当 年 度	前 年 度	增 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費				
給料手当	473,537,401	488,216,897	△ 14,679,496	
臨時雇賃金	55,328,184	52,994,221	2,333,963	
福利厚生費	90,606,161	93,517,548	△ 2,911,387	
旅費交通費	434,840	230,500	204,340	
通信運搬費	7,363,219	7,749,951	△ 386,732	
減価償却費	3,204,782	3,227,841	△ 23,059	
地方公共団体帰属備品等購入費	118,800	0	118,800	
消耗什器備品費	174,240	180,663	△ 6,423	
消耗品費	15,864,677	16,347,356	△ 482,679	
修繕費	11,719,381	12,997,568	△ 1,278,187	
印刷製本費	9,662,309	9,213,567	448,742	
燃料費	1,132,572	956,816	175,756	
光熱水料費	298,336,099	219,622,686	78,713,413	
賃借料	27,199,954	24,465,745	2,734,209	
保険料	6,371,841	6,221,035	150,806	
諸謝金	34,596,402	27,199,227	7,397,175	
租税公課	62,012,285	63,804,427	△ 1,792,142	
支払負担金	4,100,967	4,124,267	△ 23,300	
支払助成金	43,859,061	44,932,384	△ 1,073,323	
委託費	283,617,931	278,214,991	5,402,940	
会議費	3,000	14,237	△ 11,237	
支払手数料	4,016,590	4,227,602	△ 211,012	
広告宣伝費	1,302,300	1,288,100	14,200	
仕入	1,166,136	1,076,514	89,622	
交際費	65,000	29,000	36,000	
原材料費	1,114,222	1,349,850	△ 235,628	
医薬材料費	1,301,155	1,230,432	70,723	
雑費	3,000	3,000	0	
② 管理費				
役員報酬	3,090,000	1,000	3,089,000	
給料手当	46,190,015	51,800,053	△ 5,610,038	
福利厚生費	8,837,532	9,609,954	△ 772,422	
研修費	60,200	199,300	△ 139,100	
旅費交通費	6,270	8,560	△ 2,290	
通信運搬費	268,554	242,171	26,383	
減価償却費	120,879	0	120,879	
消耗什器備品費	658,218	111,870	546,348	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
消耗品費	465,690	330,284	135,406	
印刷製本費	16,500	15,950	550	
燃料費	28,000	29,000	△ 1,000	
賃借料	4,080,733	3,914,835	165,898	
保険料	3,200	3,200	0	
諸謝金	437,500	448,500	△ 11,000	
租税公課	30,977	21,413	9,564	
支払負担金	204,850	132,089	72,761	
委託費	2,139,500	2,271,500	△ 132,000	
支払手数料	168,673	165,025	3,648	
経常費用計	1,505,019,800	1,432,741,129	72,278,671	
評価損益等調整前当期経常増減額	39,218,661	32,157,130	7,061,531	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	39,218,661	32,157,130	7,061,531	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
① 受取補助金等				
受取地方公共団体補助金	0	6,350,236	△ 6,350,236	
② 雑益				
雑益	2,837,000	4,830,005	△ 1,993,005	
経常外収益計	2,837,000	11,180,241	△ 8,343,241	
(2) 経常外費用				
① 特別退職金				
特別退職金	0	6,350,236	△ 6,350,236	
② 雑損失				
雑損失	42,302	346,500	△ 304,198	
経常外費用計	42,302	6,696,736	△ 6,654,434	
当期経常外増減額	2,794,698	4,483,505	△ 1,688,807	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	42,013,359	36,640,635	5,372,724	
税引前当期一般正味財産増減額	42,013,359	36,640,635	5,372,724	
法人税、住民税及び事業税	6,138,800	8,711,100	△ 2,572,300	
当期一般正味財産増減額	35,874,559	27,929,535	7,945,024	
一般正味財産期首残高	342,693,806	314,764,271	27,929,535	
一般正味財産期末残高	378,568,365	342,693,806	35,874,559	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,003,617	86,003,617	0	
指定正味財産期末残高	86,003,617	86,003,617	0	
III 正味財産期末残高	464,571,982	428,697,423	35,874,559	

財 産 目 録

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科	目	金 額
I 資産の部		
1. 流動資産	現金預金	268,799,497
	現金	3,495,440
	普通預金	265,304,057
	南都銀行	260,775,672
	近畿労働金庫	4,528,385
	未収金	42,586,340
	前払金	1,364,270
	商品	3,249,334
	貯蔵品	54,083
	流動資産合計	316,053,524
2. 固定資産		
基本財産	定期預金	50,000,000
	南都銀行	10,000,000
	近畿労働金庫	10,000,000
	奈良県農業協同組合	10,000,000
	奈良信用金庫	10,000,000
	大和信用金庫	10,000,000
特定資産	財政変動準備積立金	132,000,000
	減価償却引当預金	2,738,791
	書道芸術振興積立金	36,669,928
	永年在会給付事業積立預金	4,489,742
	運営基金積立準備預金	8,322,291
	共済事業引当預金	37,123
	記念事業費積立預金	3,484,983
その他固定資産	車両運搬具	2
	什器備品	628,182
	リース資産	2,637,360
	預託金	9,140
	固定資産合計	241,017,542
	資産合計	557,071,066
II 負債の部		
1. 流動負債	未払金	80,013,969
	前受金	551,700
	預り金	9,296,055
	リース債務	2,637,360
	流動負債合計	92,499,084
2. 固定負債	リース債務	0
	固定負債合計	0
	負債合計	92,499,084
	正味財産	464,571,982

役 員

(令和5年3月31日現在)

理事 (理事長)	西 谷 忠 雄	(常 勤)
理事 (副理事長)	小 西 啓 詞	(非常勤)
理 事	荒 井 博	(常 勤)
理 事	金 春 康 之	(非常勤)
理 事	松 山 隆	(非常勤)
理 事	高 木 厚 人	(非常勤)
理 事	中 西 啓 次	(非常勤)
理 事	野 崎 尚 利	(非常勤)
理 事	新 司 正 人	(非常勤)
理 事	森 本 哲 次	(非常勤)
監 事	岡 本 善 英	(非常勤)
監 事	黒 利 次	(非常勤)

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和5年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和5年5月19日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 令和5年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第1号）

令和5年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,320,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 県支出金		27,719,164 ^{千円}	20,000 ^{千円}	27,739,164 ^{千円}
	1. 県補助金	27,719,164	20,000	27,739,164
歳入合計		37,300,000	20,000	37,320,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		457,811 ^{千円}	20,000 ^{千円}	477,811 ^{千円}
	1. 総務管理費	362,293	20,000	382,293
歳出合計		37,300,000	20,000	37,320,000

1. 国民健康保険特別会計
 (1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 県支出金	27,719,164	20,000	27,739,164
歳 入 合 計	37,300,000	20,000	37,320,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 総務費	457,811	20,000	477,811	20,000			—
歳 出 合 計	37,300,000	20,000	37,320,000	20,000			—

2. 歳入

第3款 県支出金

第1項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 保険給付費等交付金	27,719,164	20,000	27,739,164	2 保険給付費等 特別交付金	20,000	保険調整交付金分特別交付金	
計	27,719,164	20,000	27,739,164				

国民健康保険特別会計

3. 歳出
第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	348,820	20,000	368,820	20,000 特定財源 (内訳) 県支出金 20,000	12 委託料	20,000	国民健康保険運営事務経費
計	362,293	20,000	382,293	特定財源 一般財源 20,000			

国民健康保険特別会計

令和 5 年度奈良市一般会計
補正予算（第 2 号）

令和 5 年度奈良市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1, 5 2 8, 4 4 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 3, 4 5 6, 2 4 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 5 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		31,950,063 ^{千円}	1,767,532 ^{千円}	33,717,595 ^{千円}
	1. 国庫負担金	21,058,587	567,925	21,626,512
	2. 国庫補助金	3,417,825	193,416	3,611,241
	3. 国庫委託金	142,373	5,000	147,373
	4. 国庫交付金	7,331,278	1,001,191	8,332,469
21. 繰越金		-	21,417	21,417
	1. 繰越金	-	21,417	21,417
22. 諸収入		2,857,918	△ 649,901	2,208,017
	4. 雑入	2,173,337	△ 649,901	1,523,436
23. 市債		14,552,500	389,400	14,941,900
	1. 市債	14,552,500	389,400	14,941,900
歳入合計		151,927,800	1,528,448	153,456,248

(註) 「第21款 諸収入」、「第22款 市債」を「第22款 諸収入」、「第23款 市債」に改める。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		16,950,475 ^{千円}	395,126 ^{千円}	17,345,601 ^{千円}
	1. 総務管理費	11,449,277	333,360	11,782,637
	2. 企画費	2,597,886	61,766	2,659,652
3. 民生費		69,624,467	77,382	69,701,849
	1. 社会福祉費	32,981,581	14,875	32,996,456
	2. 児童福祉費	23,569,896	58,507	23,628,403
	3. 生活保護費	12,876,821	4,000	12,880,821

款	項	補正前の額	補正額	計
4 . 衛 生 費		12,537,672 ^{千円}	796,425 ^{千円}	13,334,097 ^{千円}
	1 . 保 健 衛 生 費	5,068,846	795,275	5,864,121
	2 . 保 健 所 費	1,496,936	1,150	1,498,086
6 . 農 林 水 産 業 費		769,303	31,000	800,303
	1 . 農 林 費	769,303	31,000	800,303
10 . 消 防 費		4,257,127	5,000	4,262,127
	1 . 消 防 費	4,257,127	5,000	4,262,127
11 . 教 育 費		15,488,408	223,515	15,711,923
	2 . 小 学 校 費	3,044,197	18,500	3,062,697
	3 . 中 学 校 費	1,087,140	43,000	1,130,140
	7 . 保 健 体 育 費	2,690,604	162,015	2,852,619
歳 出 合 計		151,927,800	1,528,448	153,456,248

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎北棟外壁等改修工事	令和5年度から 令和6年度まで	396,700 ^{千円}
鶴舞橋歩道橋耐震補強 設計業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	50,000
指定管理者による奈良市鴻ノ池 スケートボードパークの管理に要する経費	令和5年度から 令和6年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
庁舎等施設整備事業	644,900 ^{千円}	860,900 ^{千円}
スポーツ施設整備事業	822,000	933,900
義務教育施設整備事業	2,031,700	2,093,200
計	14,552,500	14,941,900

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括

(単位：千円)

(歳 入)	款	補正前の額	補正額	計
16	国庫支出金	31,950,063	1,767,532	33,717,595
21	繰越金	-	21,417	21,417
22	諸収入	2,857,918	△649,901	2,208,017
23	市債	14,552,500	389,400	14,941,900
	歳 入 合 計	151,927,800	1,528,448	153,456,248

2. 歳入

第16款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 衛生費国庫負担金	881,727	567,925	1,449,652	4 予防費負担金	567,925	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	
計	21,058,587	567,925	21,626,512				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫補助金	1,583,056	17,191	1,600,247	2 障害者福祉費補助金	14,875	障害者総合支援事業費補助金	
				13 生活保護総務費補助金	2,316	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	
3 衛生費国庫補助金	336,953	176,225	513,178	1 予防費補助金	175,075	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	
				4 母子保健費補助金	1,150	小児慢性特定疾病対策国庫補助金	
計	3,417,825	193,416	3,611,241				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第3項 国庫委託金

(単位：千円)

目	修正前の額	修正額	計	節		説	明
				区分	金額		
5 消防費国庫委託金	—	5,000	5,000	1 非常備消防費委託金	5,000	消防団の力向上モデル事業費委託金	
計	142,373	5,000	147,373				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	修正前の額	修正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫交付金	1,892,071	1,001,191	2,893,262	1 一般管理費国庫交付金	1,001,191	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
計	7,331,278	1,001,191	8,332,469				

第16款 国庫支出金

第21款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	修正前の額	修正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	—	21,417	21,417	1 繰越金	21,417	歳計剰余繰越金	
計	—	21,417	21,417				

第21款 繰越金

第22款 諸収入

第4項 雑入

(単位：千円)

目	修正前の額	修正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 雑入	2,173,169	△649,901	1,523,268	9 教育費雑入	△649,901	学校給食費収入	
計	2,173,337	△649,901	1,523,436				

第22款 諸収入

第23款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務債	1,796,600	327,900	2,124,500	1 庁舎等施設整備事業債	216,000	庁舎等施設整備事業債	
				3 スポーツ施設整備事業債	111,900	スポーツ施設整備事業債	
9 教育債	4,486,200	61,500	4,547,700	1 義務教育施設整備事業債	61,500	小学校施設整備事業債 中学校施設整備事業債	18,500 43,000
計	14,552,500	389,400	14,941,900				

第23款 市債

3. 歳出
第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
16 スポーツ施設 管理費	558,989	5,460	564,449	一般財源 5,460	10 需用費 960	17 備品購入費 4,500	スポーツ施設備品整備経費
18 庁舎等施設整 備事業費	752,543	216,000	968,543	特定財源 (内訳) 市債 216,000	10 需用費 200	14 工事請負費 215,800	庁舎等施設整備事業
19 スポーツ施設 整備事業費	877,134	111,900	989,034	特定財源 (内訳) 市債 111,900	11 役務費 800	12 委託料 5,000	鴻ノ池陸上競技場改修事業
計	11,449,277	333,360	11,782,637	特定財源 一般財源 327,900 5,460	14 工事請負費 106,100		

第2款 総務費

第2款 総務費

第2項 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 企画総務費	377,644	50,000	427,644	特定財源 (内訳) 国庫支出金 50,000	1	報酬	1,201	交通政策経費
					8	旅費	168	
					10	需用費	250	
					11	役員費	381	
					18	負担金補助及 び交付金	48,000	
2 交通安全対策 費	349,567	11,766	361,333	一般財源 11,766	1	報酬	687	交通環境整備経費
					8	旅費	96	
					10	需用費	110	
					11	役員費	873	
					18	負担金補助及 び交付金	10,000	
計	2,597,886	61,766	2,659,652	特定財源 一般財源 50,000 11,766				

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 障害者福祉費	14,852,795	14,875	14,867,670	特定財源 (内訳) 国庫支出金 14,875	18 負担金補助及 び交付金	14,875	障害者支援施設等安全対策事業経費
計	32,981,581	14,875	32,996,456	特定財源 一般財源 14,875 0			

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 児童福祉総務費	2,340,039	58,507	2,398,546	特定財源 (内訳) 国庫支出金 一般財源	12 委託料	56,000	児童福祉事務経費 子育て家庭支援事業経費
					22 償還金利子及び割引料	2,507	
計	23,569,896	58,507	23,628,403	特定財源 一般財源			

第3款 民生費

第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護総務費	564,821	4,000	568,821	2,316 特定財源 (内訳) 国庫支出金 2,316 一般財源 1,684	12 委託料	4,000	セーフティネット支援対策等事業経費
計	12,876,821	4,000	12,880,821	2,316 特定財源 1,684 一般財源			

第3款 民生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 予防費	1,836,151	743,000	2,579,151	特定財源 743,000 (内訳) 国庫支出金 743,000	1 報酬	2,220	予防接種経費
					8 旅費	277	
					10 需用費	10,090	
					11 役務費	34,735	
					12 委託料	623,791	
					13 使用料及び賃 借料	38	
					18 負担金補助及 び交付金	71,349	
					21 補償補填及び 賠償金	500	
5 母子保健費	609,526	52,275	661,801	特定財源 52,275 (内訳) 国庫支出金 52,275	1 報酬	1,544	乳幼児及び妊産婦健康診査経費
					8 旅費	216	
					10 需用費	327	
					11 役務費	188	
					19 扶助費	50,000	
計	5,068,846	795,275	5,864,121	特定財源 795,275 一般財源 0			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 母子保健費	162,503	1,150	163,653	特定財源 1,150 (内訳) 国庫支出金 1,150	18 負担金補助及 び交付金	1,150	小児慢性特定疾病医療費助成経費
計	1,496,936	1,150	1,498,086	特定財源 1,150 一般財源 0			

第4款 衛生費

第6款 農林水産業費

第1項 農林費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 農業振興費	284,022	31,000	315,022	特定財源 (内訳) 国庫支出金 31,000	18 負担金補助及 び交付金	31,000	農業資材購入費補助経費
計	769,303	31,000	800,303	特定財源 一般財源 31,000			

第6款 農林水産業費

第10款 消防費

第1項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 非常備消防費	165,088	5,000	170,088	特定財源 (内訳) 国庫支出金 5,000	7 報償費	126	消防団運営経費
					8 旅費	105	
					10 需用費	1,759	
					11 役務費	10	
					12 委託料	3,000	
計	4,257,127	5,000	4,262,127	特定財源 一般財源 5,000			

第10款 消防費

第11款 教育費

第2項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 小学校施設整備 事業費	1,811,031	18,500	1,829,531	特定財源 (内訳) 市債 18,500	11 役務費	200	小学校施設整備事業
					12 委託料	2,620	
					14 工事請負費	15,680	
計	3,044,197	18,500	3,062,697	特定財源 一般財源 18,500 0			

第11款 教育費

第11款 教育費

第3項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 中学校施設整備事業費	362,206	43,000	405,206	特定財源 (内訳) 市債 43,000	11 役務費	400	中学校施設整備事業
					12 委託料	5,360	
					14 工事請負費	37,240	
計	1,087,140	43,000	1,130,140	特定財源 一般財源 43,000 0			

第11款 教育費

第11款 教育費

第7項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 学校給食費	2,507,772	162,015	2,669,787	特定財源 162,015 (内訳) 国庫支出金 811,916 諸収入 △649,901	1 報酬 1,030 8 旅費 144 10 需用費 148,807 11 役務費 1,834 12 委託料 10,200	給食費無償化事業経費	
計	2,690,604	162,015	2,852,619	特定財源 162,015 一般財源 0			

第11款 教育費

4. 給与費明細書

1. 会計年度任用職員

(1) 総括

区分	職員数(人)	給与				計	共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	費				
補正後	258 [2,282]	2,710,790	598,093	388,267	3,697,150	551,685	4,248,835		
補正前	258 [2,271]	2,704,308	598,093	388,267	3,690,668	551,685	4,242,353		
比較	[11]	6,482			6,482		6,482		

[]内は、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外教

職員手当の内訳	区分	通勤手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	退職手当
	補正後	25,769	22,844	1,526	330,128	8,000
補正前	25,769	22,844	1,526	330,128	8,000	
比較						

(単位 千円)

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	6,482	給与改定に伴う増減分		
		その他の増減分	6,482	

上記以外の特勤特別職の報酬

款	名 称	補 正 前		補 正 後	
		人 員	予 算 額	人 員	予 算 額
衛 生 費	予防接種健康被害調査委員会委員	人 8	千円 240	人 12	千円 440
	合 計	3,258	130,036	3,262	130,236

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(1. 追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
本庁舎北棟外壁等改修工事	396,700			令和5年度 令和6年度 まで	396,700		396,700			-
鶴舞橋歩道橋耐震補強 設 計 業 務 委 託	50,000			令和5年度 令和6年度 まで	50,000		50,000			-
指定管理者による奈良市 鴻ノ池スケートボードパーク の 管 理 に 要 す る 経 費	協定に基づき 決定した指定 期間中における 管理に要する 額			令和5年度 令和6年度 まで	限度額 に同じ					全 額

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正 前		補 正 後	
	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額
	当該年度中起債見込額		当該年度中起債見込額	
1. 普 通 債	11,376,400	99,268,364	11,765,800	99,657,764
(2) 教 育	5,308,200	29,672,717	5,481,600	29,846,117
(4) そ の 他	1,962,900	36,738,985	2,178,900	36,954,985
合 計	14,552,500	185,962,994	14,941,900	186,352,394

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律
の整備に関する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例の制定について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定しようとする。

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(奈良市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 奈良市子ども・子育て会議条例(平成25年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第1項第1号中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(奈良市総合福祉センター条例の一部改正)

第2条 奈良市総合福祉センター条例(昭和59年奈良市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第3条 奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(令和4年奈良市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」を「就学前の子どもに関する教育、保育等

の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

(奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正)

第4条 奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年奈良市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第5条 奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、引用条文等の整理を行おうとするものである。

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年奈良市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1中13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、11の項の次に次のように加える。

12 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に準じて行う生活に困窮する外国人に対する措置の実施に関する事務であって規則で定めるもの
-------	---

別表第2の1の項中「（昭和25年法律第144号）」を削り、「実施又は」を「実施若しくは」に改め、「生活保護関係情報」という。）」の次に「又は生活に困窮する外国人に対して行われる生活保護法による保護に準じた措置の実施に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）」を加え、同表の2の項から10の項までの規定中「生活保護関係情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同表の13の項中「関する情報であって規則で定めるもの」の次に「（以下「介護保険等給付関係情報」という。）」を、「生活保護関係情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同表に

次のように加える。

14 市長	生活保護法による保護に準じて行う生活に困窮する外国人に対する措置の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険等給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律		

		第129号)による資金の貸付け又は給付金に関する情報であって規則で定めるもの
		難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
15 市長	法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち第4欄において生活保護関係情報を利用する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3の1の項及び2の項中「生活保護関係情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加える。

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

(提案理由)

生活保護法の改正により医療扶助におけるオンライン資格確認が導入されることに伴い、

生活保護法による保護に準じて行う生活に困窮する外国人に対する措置の実施に関する事務について個人番号を利用できるよう所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第38の2項中「第76の14の2項」を「第76の14の2の2項」に改め、同表第45項の次に次のように加える。

45の2	建築確認台帳記載証明手数料	建築基準法第12条第8項に規定する台帳の記載事項に関する証明書の交付	1件につき 300円
------	---------------	------------------------------------	---------------

別表第76の10の2項の次に次のように加える。

76の10の3	長期優良住宅証明手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づく認定又は同法第10条の承認の証明に係る書面の交付	1件につき 300円
---------	-------------	---	---------------

別表第76の11項を次のように改める。

76の11	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき40,200円（建築基準法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、建築物のエネ
-------	--------------------	--	--------------------	---

	<p>に係るものを除く。以下この項において同じ。)のうち、単位住戸(住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。)の一の住戸をいう。)の数が1である住宅(以下この項、第76の13項、第76の15項、第76の17項及び第76の19項において「一戸建ての住宅」という。)であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成2</p>		<p>ルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画(以下この項及び第76の13項において「低炭素建築物適合計画」という。)である場合にあっては、6,700円)</p>
	<p>8年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、第76の14の2の2項、第76の14の3項、第76の15項、第76の17項及び第</p>	<p>床面積が200平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき44,300円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円)</p>

	<p>76の19項並びに備考第7項、第13項及び第14項において「基準省令」という。) 第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項、第76の13項、第76の15項及び第76の17項において「誘導性能基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅標準審査」という。)</p>		
	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以</p>	<p>床面積が200平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき23,200円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円)</p>
	<p>床面積が200平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき24,500円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円)</p>	

<p>下この項、第76の13項、第76の15項及び第76の17項において「誘導仕様基準」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)</p>		
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅以外の住宅(以下この項、第76の13項、第76の15項、第76の17項及び第76の19項において「共同住宅」という。)であって誘導性能基準を用いたものに係る審査(以下この項において「共同住宅標</p>	<p>床面積が300平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき75,800円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円)</p>
<p>画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅以外の住宅(以下この項、第76の13項、第76の15項、第76の17項及び第76の19項において「共同住宅」という。)であって誘導性能基準を用いたものに係る審査(以下この項において「共同住宅標</p>	<p>床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき123,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、22,400円)</p>
<p>画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅以外の住宅(以下この項、第76の13項、第76の15項、第76の17項及び第76の19項において「共同住宅」という。)であって誘導性能基準を用いたものに係る審査(以下この項において「共同住宅標</p>	<p>床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき206,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、47,700円)</p>
<p>画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅以外の住宅(以下この項、第76の13項、第76の15項、第76の17項及び第76の19項において「共同住宅」という。)であって誘導性能基準を用いたものに係る審査(以下この項において「共同住宅標</p>	<p>床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき292,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円)</p>

<p>準審査」という。)</p>	<p>床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき571,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、134,000円）</p>
	<p>床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき1,006,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、202,000円）</p>
	<p>床面積が50,000平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき1,844,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、305,000円）</p>
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）</p>	<p>床面積が300平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき38,900円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）</p>
	<p>床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき64,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、22,400円）</p>
	<p>床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき111,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、4</p>

		7,700円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき165,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき299,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、134,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき501,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、202,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき828,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、305,000円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき238,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円)
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき297,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、18,700円)

<p>11条第1項に規定する非住宅部分（以下この項、第76の13項、第76の14の2の2項、第76の14の3項、第76の15項、第76の17項及び第76の19項において「非住宅部分」という。）であって基準省令第10条第1号イ（1）及び同号ロ（1）の基準（以下この項、第76の13項、第76の15項及び第76の17項において「標準入力法」という。）を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）</p>	<p>床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき381,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300円）</p>
	<p>床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき542,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）</p>
	<p>床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき666,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、132,000円）</p>
	<p>床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき787,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、166,000円）</p>
	<p>床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき897,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、207,000円）</p>
	<p>床面積が50,000平方メートル以上のもの</p>	<p>1件につき1,117,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000円）</p>

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項、第76の13項、第76の15項及び第76の17項において「モデル建物法」という。)を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき94,200円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円)
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき118,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、18,700円)
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき154,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、29,300円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき247,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき321,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、132,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき384,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、166,000円)
	床面積が25,000	1件につき450,

			0平方メートル以上 50,000平方メ ートル未満のもの	000円（低炭素建 築物適合計画である 場合にあつては、2 07,000円）
			床面積が50,00 0平方メートル以上 のもの	1件につき581, 000円（低炭素建 築物適合計画である 場合にあつては、2 89,000円）
		都市の低炭素化の促進に関する法律第5 3条第1項の規定に基づく低炭素建築物 新築等計画の認定の申請に対する審査の うち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に 係る審査		1件につき次に掲げ る額を合算した額 ア 戸建住宅標準審 査又は戸建住宅仕 様審査に掲げる手 数料額 イ 非住宅標準審査 又は非住宅モデル 審査に掲げる手数 料額
		都市の低炭素化の促進に関する法律第5 3条第1項の規定に基づく低炭素建築物 新築等計画の認定の申請に対する審査の うち、共同住宅及び非住宅部分に係る審 査		1件につき次に掲げ る額を合算した額 ア 共同住宅標準審 査又は共同住宅仕 様審査に掲げる手 数料額 イ 非住宅標準審査 又は非住宅モデル 審査に掲げる手数 料額

別表第76の13項を次のように改める。

76の	低炭素建築物	都市の低炭素化の	床面積が200平方	1件につき40,2
-----	--------	----------	-----------	-----------

1 3	新築等計画変更認定申請手数料	促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅標準審査」という。）	メートル未満のもの	00円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円）
			床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき44,300円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円）
		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ	メートル未満のもの	1件につき23,200円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円）
			床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき24,500円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、6,700円）

<p>。)のうち、一戸建ての住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）</p>		
<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項</p>	<p>床面積が300平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき75,800円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円）</p>
<p>の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）</p>	<p>床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき123,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、22,400円）</p>
<p>の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）</p>	<p>床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき206,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、47,700円）</p>
<p>の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）</p>	<p>床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき292,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）</p>
<p>の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）</p>	<p>床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メ</p>	<p>1件につき571,000円（低炭素建築物適合計画である</p>

	一トール未満のもの	場合にあっては、134,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,006,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、202,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,844,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、305,000円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査(以下この項において「共同住宅仕様審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき38,900円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円)
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき64,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、22,400円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき111,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、47,700円)
	床面積が5,000平方メートル以上1	1件につき165,000円(低炭素建

	0,000平方メートル未満のもの	建築物適合計画である場合にあっては、84,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき299,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、134,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき501,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、202,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき828,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、305,000円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって標準入力法を用いたものに係る審査(以	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき238,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、11,500円)
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき297,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、18,700円)
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル	1件につき381,000円(低炭素建築物適合計画である

下この項において「非住宅標準審査」という。)	ル未満のもの	場合にあっては、29,300円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき542,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき666,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、132,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき787,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、166,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき897,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、207,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,117,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項に	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき94,200円（低炭素建築物適合計画である場

<p>において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であってモデル建物法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）</p>		合にあつては、11,500円)
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき118,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、18,700円)
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき154,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、29,300円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき247,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、84,000円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき321,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、132,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき384,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、166,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき450,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあつては、2

			07,000円)
		床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき581,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000円)
		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額
		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額

別表第76の14の2項中「(以下この項、次項、第76の15項、第76の17項及び第76の19項において「非住宅部分」という。)であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、次項、第76の15項、第76の17項及び第76の19項並びに備考第7項及び第13項から第17項までにおいて「基準省令」という。)」を「であって基準省令」に改め、同項を

同表第76の14の2の2項とし、同表第76の14項の次に次のように加える。

76の 14の 2	低炭素建築物 証明手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第5 4条第1項の規定に基づく認定の証明に 係る書面の交付	1件につき 300円
-----------------	-----------------	---	-------------------

別表第76の15項を次のように改める。

76の 15	建築物エネルギー消費性能 向上計画認定 申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上 に関する法律第3 4条第1項の規定 に基づく建築物エ ネルギー消費性能 向上計画の認定の 申請に対する審査 (次項に係るもの を除く。以下この 項において同じ。)のうち、一戸建 ての住宅であって 誘導性能基準を用 いたものに係る審 査(以下この項に おいて「戸建住宅 標準審査」という 。)	床面積が200平方 メートル未満のもの	1件につき36,8 00円(建築物のエ ネルギー消費性能の 向上に関する法律第 15条第1項に規定 する登録建築物エネ ルギー消費性能判定 機関又は住宅の品質 確保の促進等に関す る法律第5条第1項 に規定する登録住宅 性能評価機関のうち 市長が定めるものに より、建築物のエネ ルギー消費性能の向 上に関する法律第3 5条第1項各号に掲 げる基準に適合する と認められた計画(以下この項及び第7 6の17項において 「建築物エネルギー 消費性能向上基準適 合計画」という。) である場合であって
-----------	---------------------------------	--	------------------------	---

		は、6,700円)
	床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき40,900円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、6,700円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき19,700円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、6,700円)
向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)	床面積が200平方メートル以上のもの	1件につき21,100円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、6,700円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき72,300円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
向上計画の認定の申請に対する審査	床面積が300平方メートル以上2,0	1件につき120,000円(建築物エ

のうち、共同住宅 であって誘導性能 基準を用いたもの に係る審査（以下 この項において「 共同住宅標準審査 」という。）	00平方メートル未 満のもの	エネルギー消費性能向 上基準適合計画であ る場合にあっては、 22,400円)
	床面積が2,000 平方メートル以上5 ,000平方メート ル未満のもの	1件につき202, 000円（建築物エ ネルギー消費性能向 上基準適合計画であ る場合にあっては、 47,700円)
	床面積が5,000 平方メートル以上1 0,000平方メー トル未満のもの	1件につき289, 000円（建築物エ ネルギー消費性能向 上基準適合計画であ る場合にあっては、 84,000円)
	床面積が10,00 0平方メートル以上 25,000平方メ ートル未満のもの	1件につき567, 000円（建築物エ ネルギー消費性能向 上基準適合計画であ る場合にあっては、 134,000円)
	床面積が25,00 0平方メートル以上 50,000平方メ ートル未満のもの	1件につき1,00 2,000円（建築 物エネルギー消費性 能向上基準適合計画 である場合にあって は、202,000 円)
	床面積が50,00 0平方メートル以上	1件につき1,84 0,000円（建築

	のもの	物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、305,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき35,500円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円）
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき60,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、22,400円）
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき107,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、47,700円）
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき162,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円）
	床面積が10,000平方メートル以上	1件につき295,000円（建築物エ

	25,000平方メートル未満のもの	エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、134,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき498,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、202,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき872,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、305,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって標準入力法を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。)	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき234,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき293,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、18,700円)
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル	1件につき378,000円(建築物エネルギー消費性能向

ル未満のもの	上基準適合計画である場合にあっては、 29,300円)
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき539,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 84,000円)
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき663,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 132,000円)
床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき783,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 166,000円)
床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき893,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 207,000円)
床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,114,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画

		である場合にあっては、289,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であってモデル建物法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅モデル審査」という。）	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき90,800円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円）
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき115,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、18,700円）
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円）
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき243,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円）
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき317,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画であ

		る場合にあっては、 132,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき381,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、166,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき446,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、207,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき578,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、289,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査		1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額
建築物のエネルギー消費性能の向上に関		1件につき次に掲げ

		<p>する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査</p>	<p>る額を合算した額</p> <p>ア 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料額</p> <p>イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額</p>
		<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同条第3項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る審査</p>	<p>1件につき次に掲げる額を全て合算した額</p> <p>ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額</p> <p>イ 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料額</p> <p>ウ 非住宅標準審査に掲げる手数料額</p> <p>エ 非住宅モデル審査に掲げる手数料額</p>

別表第76の17項を次のように改める。

76の17	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項におい	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき36,800円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である
-------	--------------------------	----------------------------------	--------------------	--------------------------------------

料	て準用する同法第 34条第1項の規		場合にあっては、6 、700円)
	定に基づく建築物 エネルギー消費性 能向上計画の変更 の認定の申請に対 する審査（次項に 係るものを除く。 以下この項におい て同じ。）のうち 、一戸建ての住宅 であって誘導性能 基準を用いたもの に係る審査（以下 この項において「 戸建住宅標準審査 」という。）	床面積が200平方 メートル以上のもの	1件につき40,9 00円（建築物エネ ルギー消費性能向上 基準適合計画である 場合にあっては、6 、700円)
	建築物のエネルギ ー消費性能の向上 に関する法律第3 6条第2項におい て準用する同法第 34条第1項の規	床面積が200平方 メートル未満のもの	1件につき19,7 00円（建築物エネ ルギー消費性能向上 基準適合計画である 場合にあっては、6 、700円)
	定に基づく建築物 エネルギー消費性 能向上計画の変更 の認定の申請に対 する審査のうち、 一戸建ての住宅で あって誘導仕様基 準を用いたものに	床面積が200平方 メートル以上のもの	1件につき21,1 00円（建築物エネ ルギー消費性能向上 基準適合計画である 場合にあっては、6 、700円)

<p>係る審査（以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。）</p>		
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導性能基準を用いたものに係る審査（以下この項において「共同住宅標準審査」という。）</p>	<p>床面積が300平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき72,300円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円）</p>
	<p>床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき120,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、22,400円）</p>
	<p>床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき202,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、47,700円）</p>
	<p>床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき289,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円）</p>
	<p>床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メ</p>	<p>1件につき567,000円（建築物エネルギー消費性能向</p>

	一ト未満のもの	上基準適合計画である場合にあっては、 134,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき1,002,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、202,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,840,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、305,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって誘導仕様基準を用いたものに係る審	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき35,500円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき60,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、22,400円)
	床面積が2,000平方メートル以上5	1件につき107,000円（建築物エ

査（以下この項において「共同住宅仕様審査」という。）	， 000平方メートル未満のもの	エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 47,700円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき162,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 84,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき295,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 134,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき498,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 202,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき872,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、 305,000円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3	床面積が300平方メートル未満のもの

<p>6条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって標準入力法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）</p>		上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき293,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、18,700円)
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき378,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき539,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円)
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき663,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000円)
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき783,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画であ

		る場合にあっては、 166,000円)
	床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき893,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、207,000円)
	床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき1,114,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、289,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であってモデル建物法を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき90,800円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき115,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、18,700円)
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき151,000円（建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画であ

	モデル審査」とい う。)		る場合にあっては、 29,300円)
		床面積が2,000 平方メートル以上5 ,000平方メート ル未満のもの	1件につき243, 000円(建築物エ ネルギー消費性能向 上基準適合計画であ る場合にあっては、 84,000円)
		床面積が5,000 平方メートル以上1 0,000平方メー トル未満のもの	1件につき317, 000円(建築物エ ネルギー消費性能向 上基準適合計画であ る場合にあっては、 132,000円)
		床面積が10,00 0平方メートル以上 25,000平方メ ートル未満のもの	1件につき381, 000円(建築物エ ネルギー消費性能向 上基準適合計画であ る場合にあっては、 166,000円)
		床面積が25,00 0平方メートル以上 50,000平方メ ートル未満のもの	1件につき446, 000円(建築物エ ネルギー消費性能向 上基準適合計画であ る場合にあっては、 207,000円)
		床面積が50,00 0平方メートル以上 のもの	1件につき578, 000円(建築物エ ネルギー消費性能向 上基準適合計画であ る場合にあっては、

		289,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料額	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、同条第3項の規定により記載された複数の建築物による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る審査	1件につき次に掲げる額を全て合算した額 ア 戸建住宅標準審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料額 イ 共同住宅標準審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手	

			数料額
			ウ 非住宅標準審査 に掲げる手数料額
			エ 非住宅モデル審 査に掲げる手数料 額

別表第76の19項中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に、「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同項の次に次のように加える。

76の 19の 2	建築物エネルギー消費性能 認定証明手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項又は第41条第2項の規定に基づく認定の証明に係る書面の交付	1件につき 300円
-----------------	-------------------------	--	---------------

別表備考第13項中「第76の14の2項」を「第76の14の2の2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築確認台帳記載証明手数料等について、徴収根拠の明確化のため所要の規定の整備を行うほか、主務省令の一部改正に伴い建築物の省エネ性能を簡易に評価できる基準である誘導仕様基準が定められたことから、低炭素建築物新築等計画認定及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定等に係る審査について、申請手数料を新設しようとするものである。

奈良市税条例の一部改正について

奈良市税条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第25条の2第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第29条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第32条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第34条の見出し中「市民税」を「個人の市民税」に改め、同条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第37条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に改め、同条第5項中「によつて」を「により」に、「当該合算額の」を「当該合算額を」に改め、同条第6項中「によつて」を「により」に、「その事由がその年の」を「当該納税義務者が」に、「において発生した」を「において給与の支払を受けないこととなつた」に、「当該納税義務者」を「その者」に改める。

第44条第1項中「特別徴収税額の」を「特別徴収税額を」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に改め、「特別徴収義務者から」の次に「市に」を加え、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもの」とみなす」に改める。

第44条の2第1項中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第44条の5において同じ。）」を加え、「によつて徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第44条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金

関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第90条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第6項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第7項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第8項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第20条の2を削る。

附則第21条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第21条の5第3項を削る。

附則第22条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条中第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ(7)中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ウ(7)中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第23条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第26条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第28条の8（見出しを含む。）中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。

附則第28条の9（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第

32項」に改める。

附則第28条の10（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第35条中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第90条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）附則第23条第3項に係る部分を除く。

） 令和5年7月1日

(2) 第25条の2第2項、第32条、第34条、第37条、第44条、第44条の2及び第44条の6の改正規定並びに附則第21条及び附則第23条第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第23条第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第29条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき奈良市税条例第29条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税について

は、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第90条第1号エ及び附則第23条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の奈良市税条例附則第20条の2及び第21条の5第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第21条第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 4 新条例附則第22条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正

する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第35条の規定の適用については、同条中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

（提案理由）

地方税法等の一部改正に伴い、森林環境税の導入に伴う規定の整備、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置、環境性能割の税率区分の見直し、グリーン化特例の延長、特定小型原動機付自転車に係る税率の整備等所要の改正を行おうとするものである。

奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例（令和2年奈良市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（提案理由）

主務省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の条件となる対象施設の設置期限を延長しようとするものである。

奈良市火災予防条例の一部改正について

奈良市火災予防条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市火災予防条例の一部を改正する条例

奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

第12条の2第1項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第12条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第12条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「

緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第17条第1項中「日本産業規格をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第24条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第24条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

第54条の2の3第3項及び第54条の6第2項中「別表第7に定めるものとしなければならない」を「第24条第4項の規定を準用する」に改める。

別表第4から別表第7までを次のように改める。

別表第4から別表第7まで 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第12条の2第1項の改正規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされて

いるこの条例による改正後の奈良市火災予防条例（以下「新条例」という。）第12条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第24条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第24条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第24条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

主務省令の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限を撤廃するほか所要の改正を行おうとするものである。

奈良市公民館条例の一部改正について

奈良市公民館条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市公民館条例の一部を改正する条例

奈良市公民館条例（昭和39年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表二名公民館西登美ヶ丘分館の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（提案理由）

地域の拠点施設の整備の見直しに伴い、二名公民館西登美ヶ丘分館を廃止しようとするものである。

工事請負契約の締結について

(仮称)二名地域ふれあい会館新築その他工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | (仮称)二名地域ふれあい会館新築その他工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 143,880,000円 |
| 4 契約の相手方 | 奈良市茗荷町1033番地
廣岡建設株式会社
代表取締役 貫定 毅巳 |

(仮称) 二名地域ふれあい会館新築その他工事の概要

1. 工事場所 奈良市西登美ヶ丘五丁目3番9号

2. 工事規模

(1) 建築主体工事 一式
構造階数 鉄骨造 2階建
延床面積 309.70㎡

(2) 電気設備工事 一式

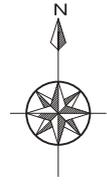
(3) 機械設備工事 一式

(4) 昇降機設備工事 一式

(5) 解体撤去工事 一式

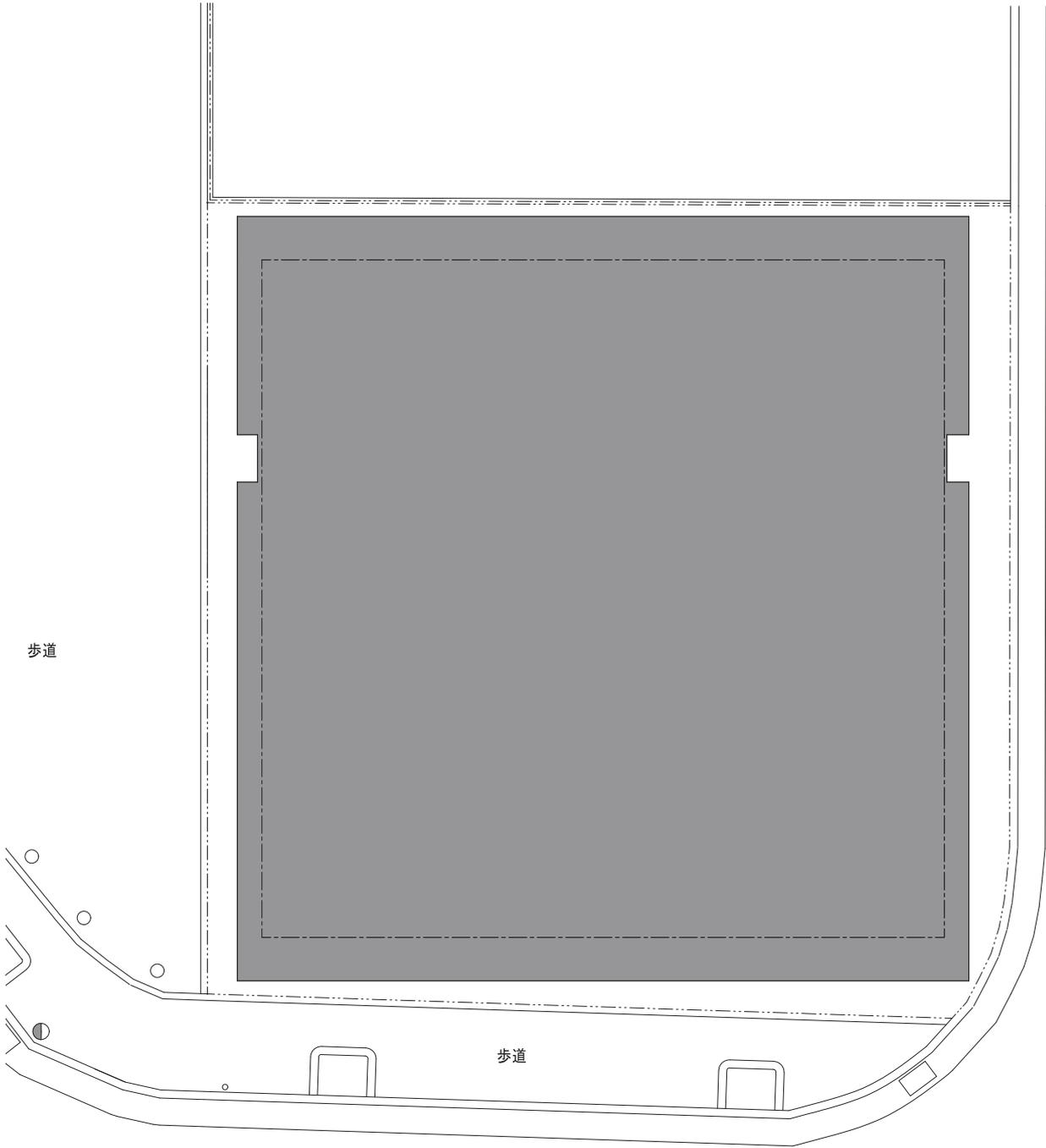
3. 工期 契約の日から令和6年3月19日まで

位置图





奈良市道西部第222号線

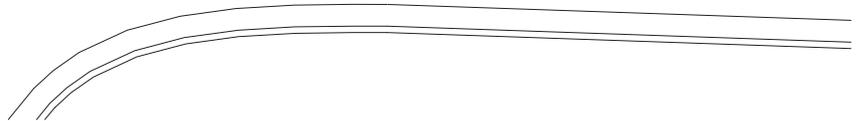


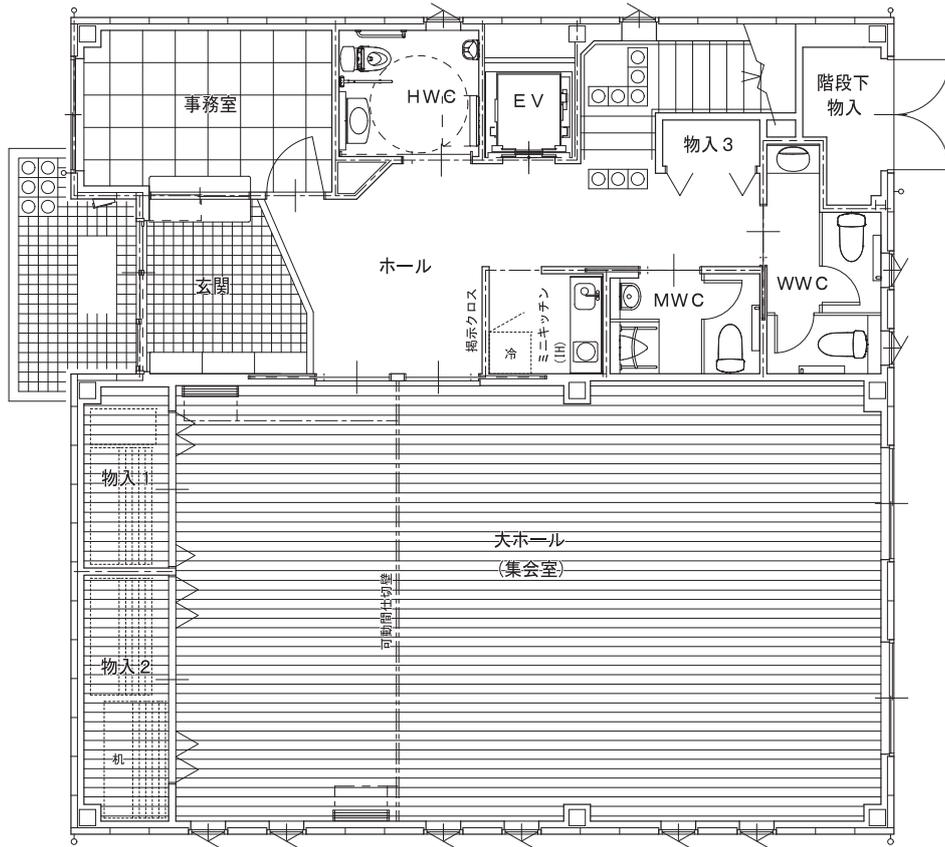
奈良市道西部第221号線

配置図

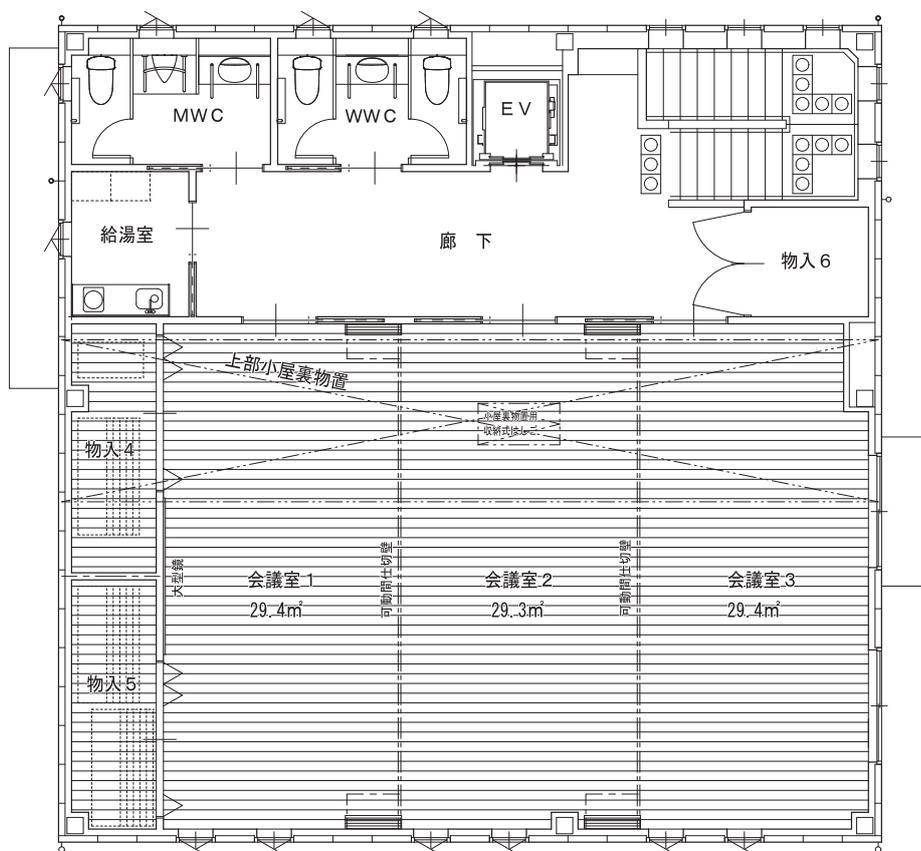
<凡 例>

■ : 建替え工事を示す

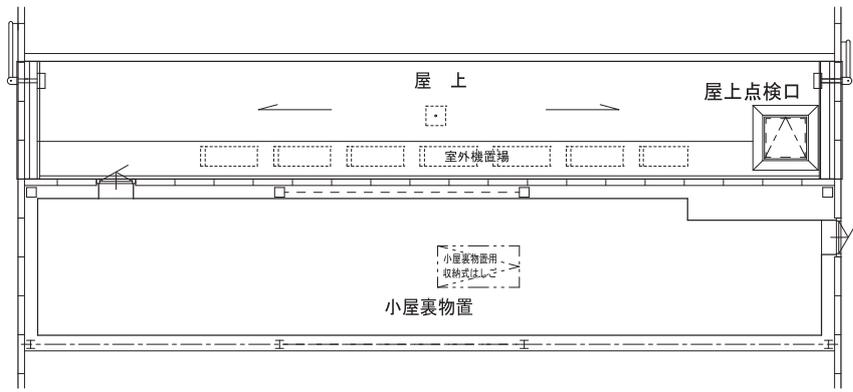




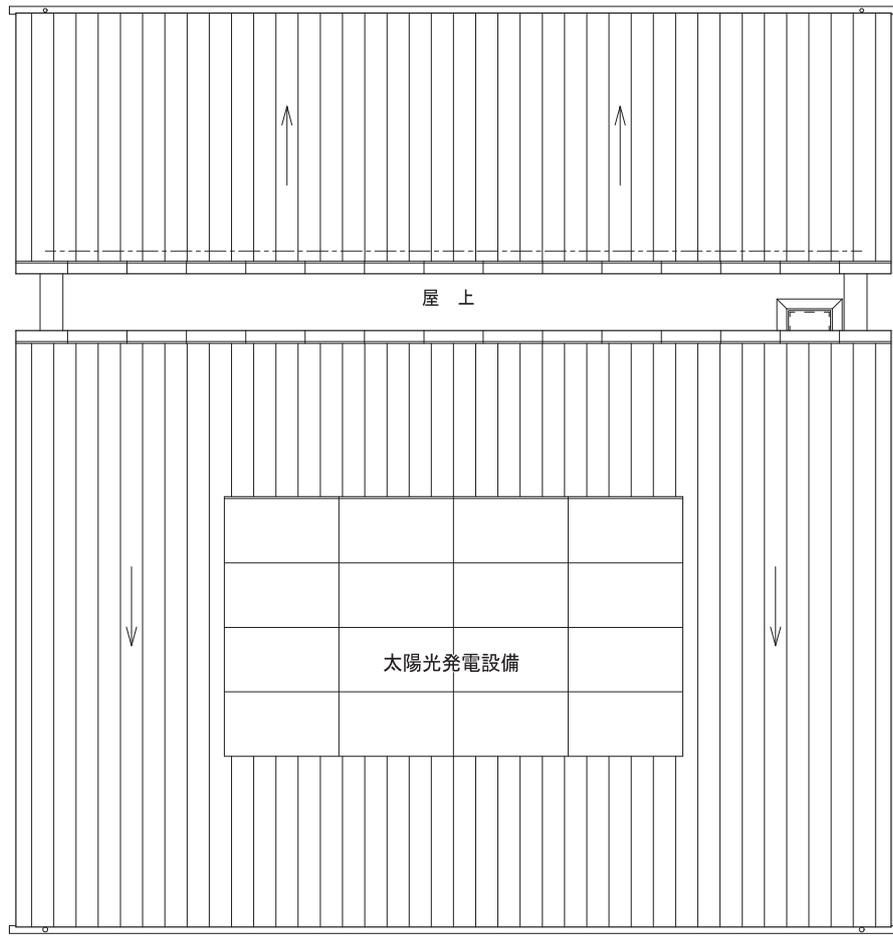
1 階平面図



2階平面図



屋上・小屋裏物置平面図



屋根伏図

工事請負契約の締結について

ロートフィールド奈良（鴻ノ池陸上競技場）照明設備設置工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | ロートフィールド奈良（鴻ノ池陸上競技場）照明設備設置工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 579,700,000円 |
| 4 契約の相手方 | 大阪市浪速区幸町二丁目2番13号
株式会社ミライト・ワン
代表取締役専務執行役員 遠竹 泰 |

ロートフィールド奈良（鴻ノ池陸上競技場）照明設備設置工事の概要

1. 工事場所 奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号

2. 工事規模

(1) 照明塔新設工事 一式

日本陸上競技連盟が定める第一種公認陸上競技場としての基本仕様並びに公益
社団法人日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）規約のスタジアム基準を満たす
ための照明塔設置工事

照明塔4基新設

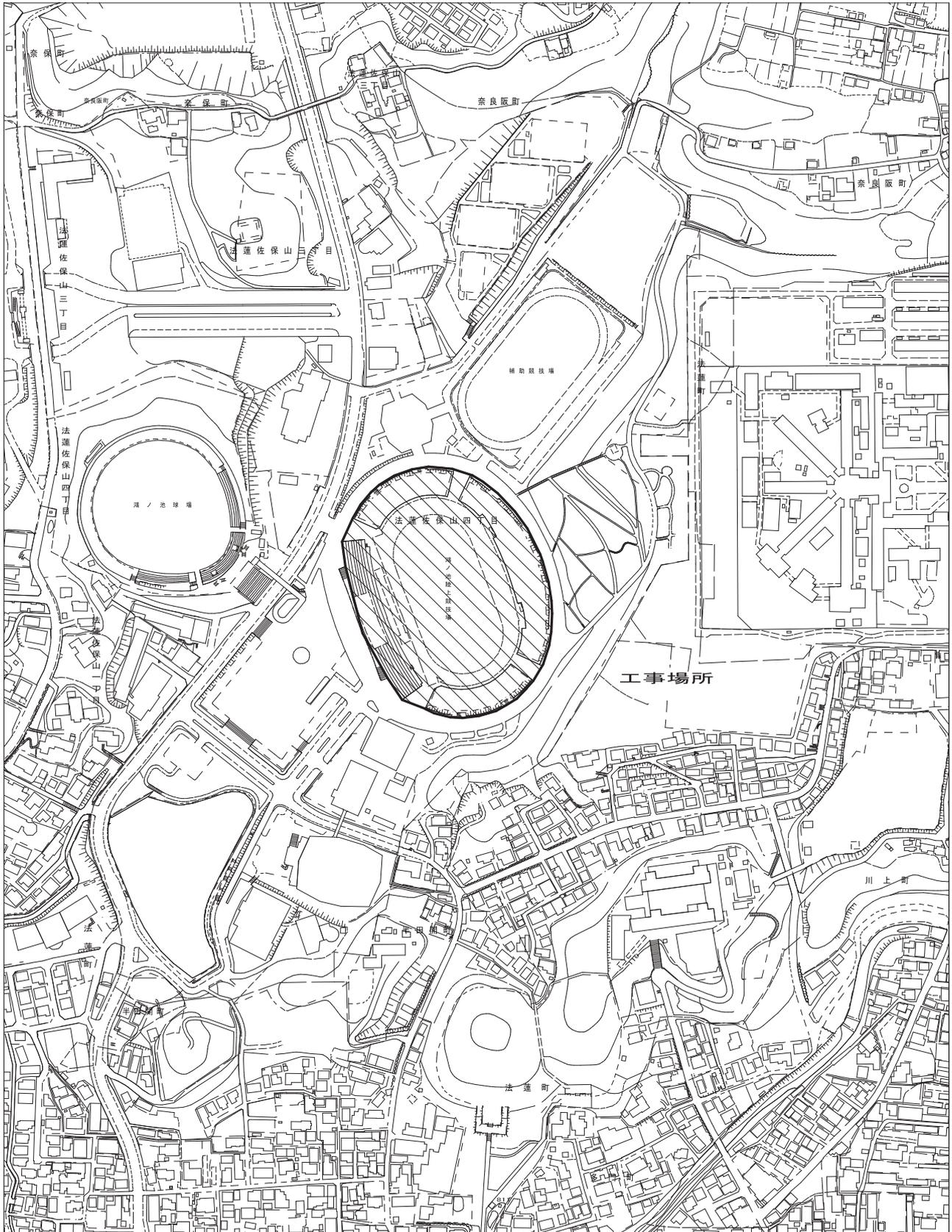
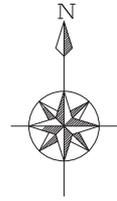
写真判定塔照明設備新設

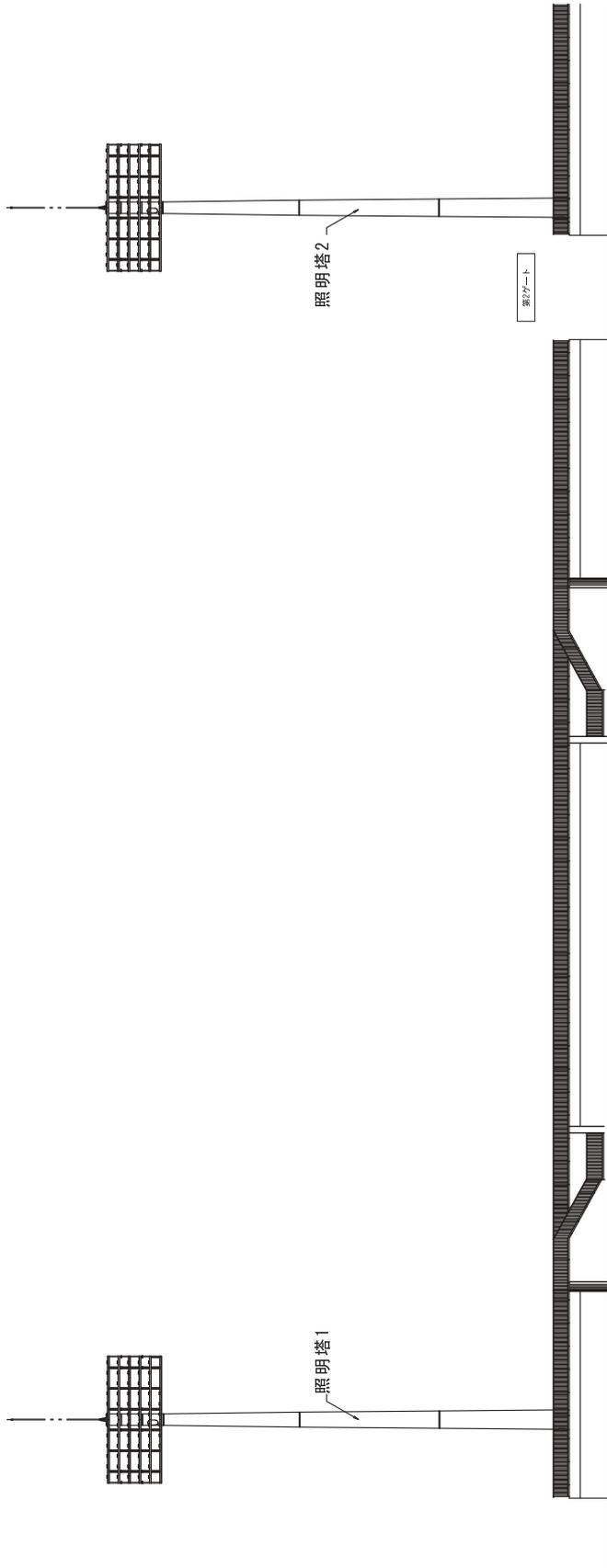
(2) 高圧受電設備工事 一式

屋外キュービクル増設

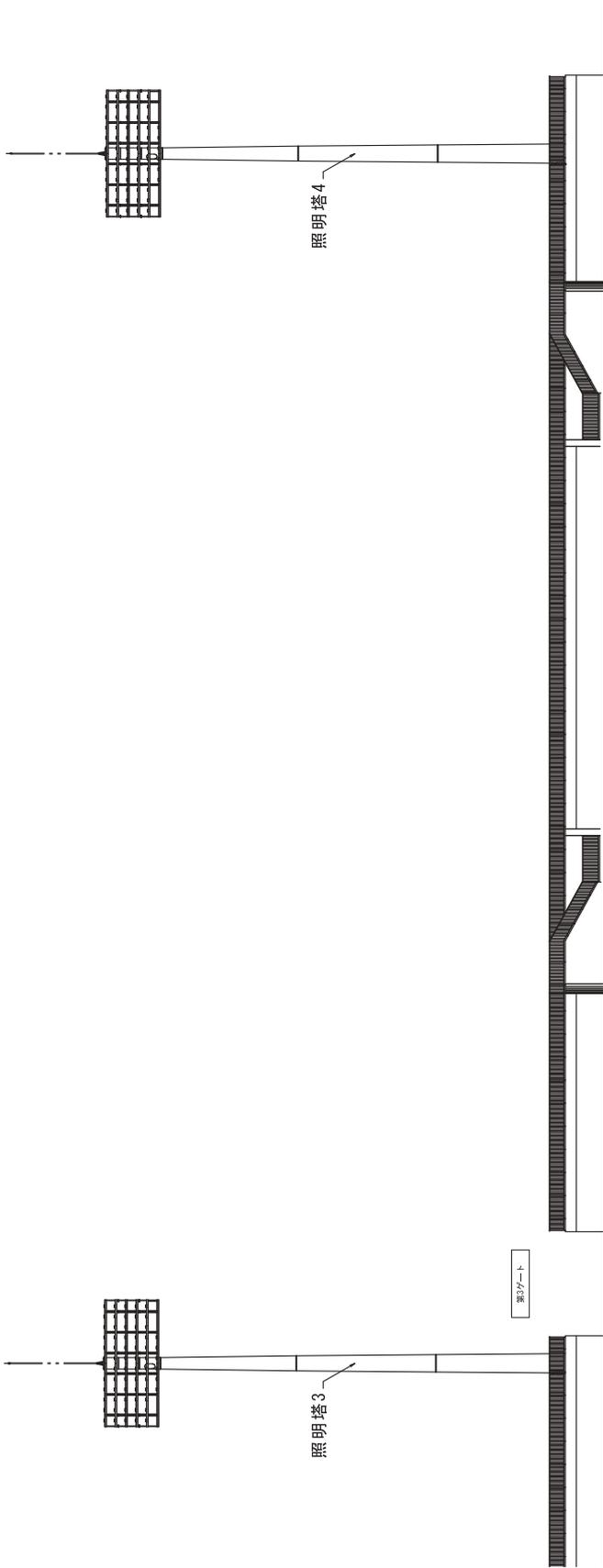
3. 工期 契約の日から令和6年1月31日まで

位置図





南立面図



北立面图

工事請負契約の締結について

奥柳登美ヶ丘線街路改良工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

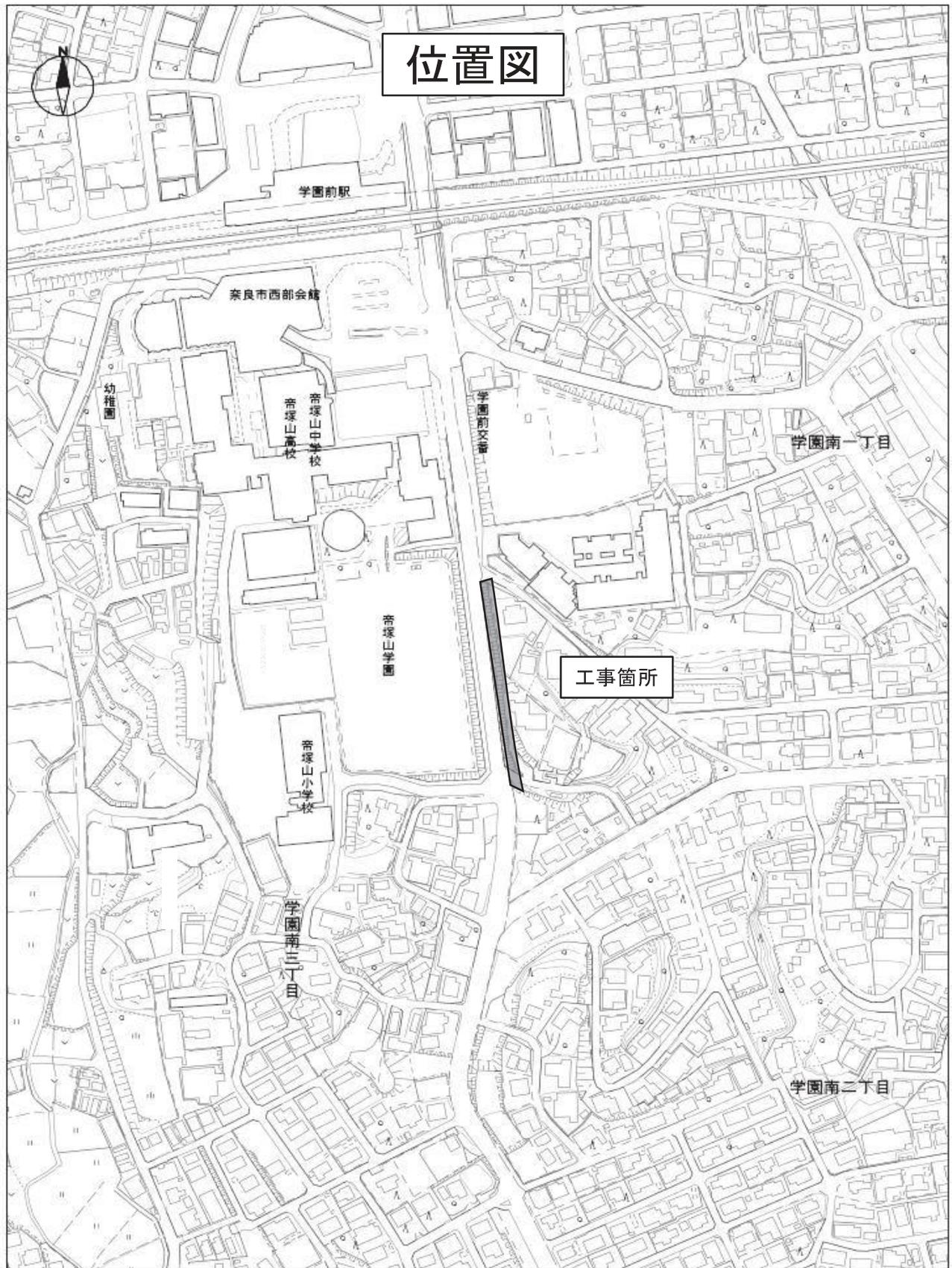
令和5年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 奥柳登美ヶ丘線街路改良工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 756,690,000円 |
| 4 契約の相手方 | 奈良市高天町43番地1
REBANGA近鉄奈良駅高天町ビル301
奥柳登美ヶ丘線街路改良工事村本・三和特定建設工事共同企業体
代表者 村本建設株式会社奈良営業所
所長 原田 徹雄
三和建設株式会社
代表取締役社長 小林 伸嘉 |

奥柳登美ヶ丘線街路改良工事の概要

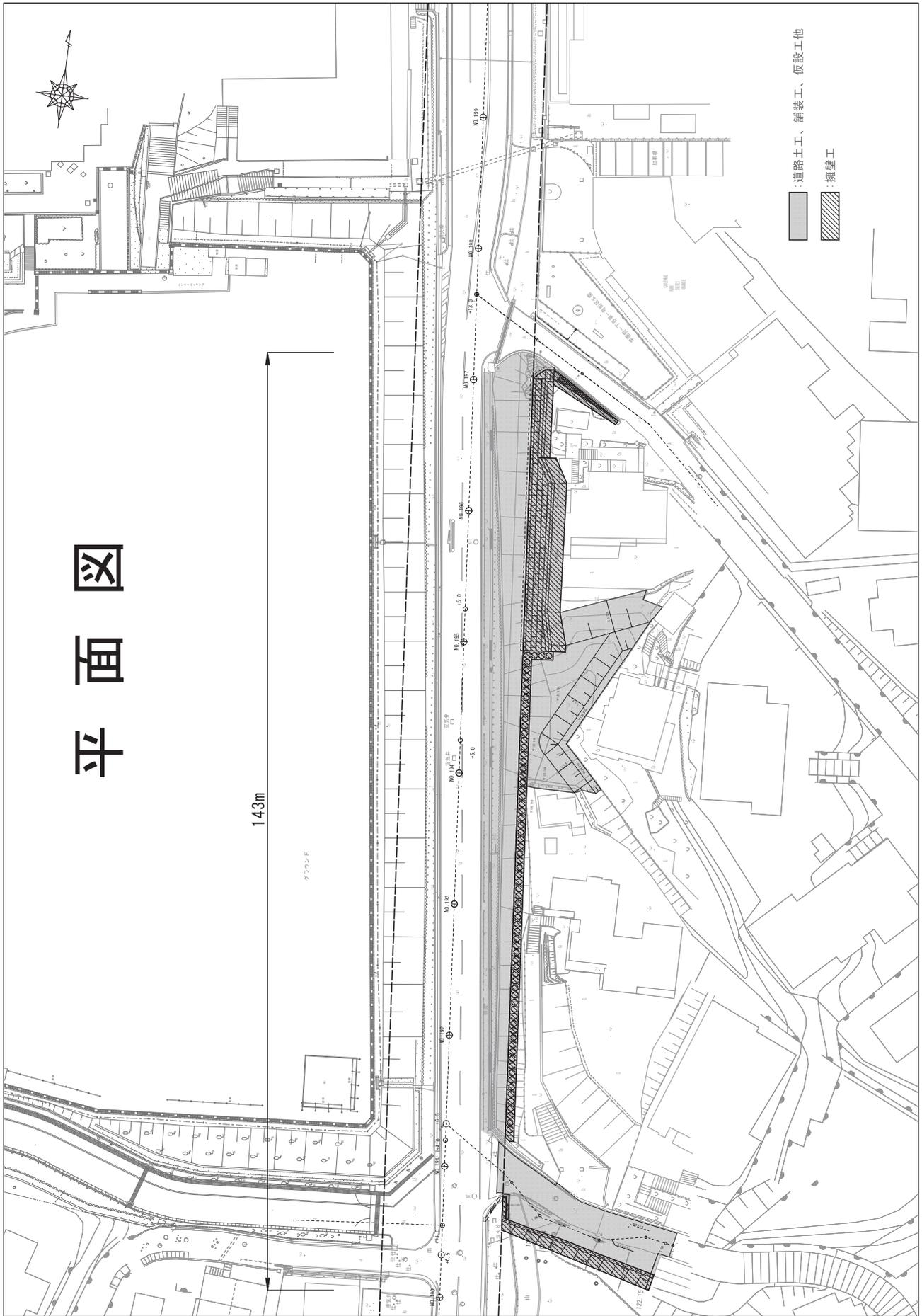
1. 工事場所 奈良市学園南一丁目地内
2. 工事規模 奥柳登美ヶ丘線街路改良工事 L = 1 4 3 m
- | | |
|---------|----|
| 道路土工 | 一式 |
| 擁壁工 | 一式 |
| ブロック積工 | 一式 |
| 排水構造物工 | 一式 |
| 構造物撤去工 | 一式 |
| 防護柵工 | 一式 |
| 仮設工 | 一式 |
| 舗装工 | 一式 |
| 道路附属施設工 | 一式 |
- 奥柳登美ヶ丘線街路改良付帯工事 L = 1 2 1 m
- | | |
|-----|----|
| 仮設工 | 一式 |
|-----|----|
3. 工 期 契約の日から令和7年3月31日まで



位置図

工事箇所

平面図



工事請負契約の締結について

旧神功小学校校舎解体撤去その他工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 旧神功小学校校舎解体撤去その他工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 344,300,000円 |
| 4 契約の相手方 | 奈良市藤ノ木台一丁目2番15号
大倭殖産株式会社
代表取締役 杉本 朝順 |

旧神功小学校校舎解体撤去その他工事の概要

1. 工事場所 奈良市神功二丁目2番地

2. 工事規模

(1) 解体撤去工事 一式

延床面積 4,591㎡

(校舎、屋内運動場、バンビーホーム、屋外便所、屋外工作物、植栽等)

(2) 電気設備工事 一式

(3) 機械設備工事 一式

3. 工期 契約の日から令和6年3月29日まで

位置図



工事請負契約の締結について

旧右京小学校解体撤去工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。
ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 旧右京小学校解体撤去工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 306,680,000円 |
| 4 契約の相手方 | 奈良市柏木町383番地
森高建設株式会社
代表取締役 森高 美樹 |

旧右京小学校解体撤去工事の概要

1. 工事場所 奈良市右京四丁目11番地の1

2. 工事規模

(1) 解体撤去工事 一式

延床面積 5,986.04㎡

(校舎、プール、バンビーホーム、屋外便所、屋外工作物、植栽等)

(2) 電気設備工事 一式

(3) 機械設備工事 一式

3. 工期 契約の日から令和6年3月29日まで

位置図



工事請負契約の一部変更について

大和中央道（敷島工区）街路改良工事及びJR新駅西口駅前広場整備工事請負契約の一部を次のように変更するものとする。

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲川 元 庸

令和4年9月30日議決された奈良市議案第92号大和中央道（敷島工区）街路改良工事及びJR新駅西口駅前広場整備工事の契約金額中「506,000,000円」を「532,995,100円」に改める。

(参考)

契約の相手方 奈良市三条町511番地
大和中央道（敷島工区）街路改良工事及びJR新駅西口駅前広場整備
工事大鉄・中村特定建設工事共同企業体
代表者 大鉄工業株式会社奈良営業所
所長 今中 富博
中村建設株式会社
代表取締役 中村 光良

増 額 26,995,100円

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年9月15日午後0時50分頃、奈良市虚空蔵町地内において、市道上のガードパイプが腐食により損壊し、相手方が民地に転落し負傷した事故について、相手方から損害賠償の請求があった。

本件については、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

1 損害賠償の額 4,819,109円

損害賠償の額の決定について

平成26年12月6日午前6時30分頃、奈良市法蓮佐保山一丁目地内において発生した口径300耗配水支管漏水事故及び斜面崩落事故に対し、相手方から提起された損害賠償請求訴訟について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 損害賠償の額 82,000,000円

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月5日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市法蓮佐保山四丁目8番10号

奈良市鴻ノ池スケートボードパーク

2 指定管理者の所在地及び名称

大阪府中央区北浜四丁目1番23号

奈良市スポーツまちづくり推進パートナーズ

ミズノスポーツサービス株式会社

代表取締役 薬師寺 洋彰

3 指定管理者の指定の期間

令和5年8月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 鴻ノ池スケートボードパークの使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 鴻ノ池スケートボードパークの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。